

K・ウィットフォーゲルと中国問題についての試論

メタデータ	言語: jpn 出版者: 明治大学教養論集刊行会 公開日: 2010-03-08 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 石井, 知章 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10291/7099

K. ウィットフォーゲルと 中国問題についての試論

石井 知章

目 次

はじめに

1. 毛沢東時代と「アジア的」なものをめぐる理論と実際
2. 鄧小平時代と「アジア的」なものをめぐる理論と実際
3. 民主化運動の進展と「ブルジョア自由化反対」
4. 趙紫陽の「社会主義初級段階」論と東洋的専制主義
5. 『河殤』問題と東洋的専制主義
6. 天安門事件と東洋的専制主義の再現
7. 劉曉波による東洋的専制主義批判
8. ポスト天安門事件時代と「アジア的」なものの再タブー化
おわりに

はじめに

マルクスが『ニューヨーク・デイリー・トリビューン』(1853年8月5日)でロシアをはじめ「半アジア国家」と名づけて以来、マルクスとエンゲルスの二人にとって、一つ一つの共同体が相互に完全に孤立しあっているロシアでは、全国的には同一でありつつも、個別には共通のものとはまったく反対の利害を生み出すことが東洋的専制主義の自然的基礎になっていると理解された。K. ウィットフォーゲルによれば、マルクスはロシアの東洋的支配の下で、近代資本主義がどのように発展するかについては説明しなかったものの、「東洋における資本主義の地位についての彼の見解よりして、彼が

1881年にロシアの近代的擬似資本主義を略奪的、買弁的勢力と見なしたのは首尾一貫していた」ことまでは確認できる¹⁾。マルクスは、「アジア的」システムの下では国家が「真の地主」であり、「土地の所有権は存在しないが、その私的ならびに共同体的占有と利用は存在する」(『資本論』第3巻)と記し、中国を含むアジアの生産様式において、その土地所有システムを「封建的」と呼ぶことだけはけっしてなかった。かくしてマルクスは、その臣民と労働、財産との上に至高のものとして君臨したアジアの国家において、専制君主こそが水力的、共同的労働の實際上、あるいは見かけ上の「調整役」となり、他方、個々の土地所有農民を、共同体の長の、所有物、奴隷とみなし、「東洋における総体的奴隷制」について言及することとなったのである²⁾。

一方、レーニンは、すでに1894年の段階で「アジアの生産様式」の概念を基本的に受け入れ、『ロシアにおける資本主義の発達』(1899年)では、この国の「アジア的」諸条件を「アジアシチナ」、「アジア的制度」としてとらえ、土地と農民に対するツァーリのコントロールを「国庫的土地所有制」と名づけていた。だが、ウィットフォージェルによれば、ロシア社会民主労働党のストックホルム大会(1906年)でレーニンは、土地の国有化が再び農民を土地に束縛しロシアの「アジア的遺制」を活気付け、いわゆる「アジア的復古」を招くであろうと主張したプレハーノフとの間で激しい討論を行なった際、「ロシアのアジア的遺産を過小評価し、あいまいにした」³⁾。たしかにレーニンは、ツァーリ・ロシアを「半アジア的」とするマルクスの解釈を基本的に受け入れ、中国の辛亥革命(1911年)に際しても、「アジア的中国」、「アジアの大統領」といった言葉を使い、また1914年にはロシアの東洋的専制主義を「生きている現実」として言及しており、少なくともこのときまでは、アジア的社会、アジア的生産様式、東洋的専制主義の概念を支持していた⁴⁾。だが、やがて彼は「アジア的」な用語を避け、その代替として「中世的」、「家父長的」、「前資本主義的」といった言葉を用いるようになり、基本的な考え方を変化させていったのである⁵⁾。

こうした「アジア的」理解を完全に否定したのがスターリンである。彼は1926年以來、マルクス、エンゲルス、レーニンの議論を如何に処理したのかについては一切触れないまま、中国の土地制度を「封建的」と決め付け、1931年のレニングラードでのアジア的生産様式をめぐる討論会では、この背後で決定的な影響力を及ぼした。この討論会では、「アジア的」社会論とは「ブルジョア的」西側による建設的行動の正当化を通して、アジアの共産党指導部を窮地に追い込むものだとして理解され、「反封建派」陣営のメンバーが「トロツキスト」として、学術的ではなく、政治的に排除されたのである⁶⁾。その後1938年には、スターリンの『弁証法的唯物論と史的唯物論』で、原始共同体社会、奴隷制、封建制、資本主義、社会主義といういわゆる5段階発展説が「世界史の基本法則」として確立されるとともに、翌39年には、このスターリンによる「封建的」理解に基づきつつ、毛沢東の「中国革命と中国共産党」がまとめられることとなった。

こうした「アジア的」というロシアの前近代性をめぐる議論は、M. ウェーバーがロシアの発展に西ヨーロッパ的側面の決定的な欠如を見出し、ツァーリ政体に「アジア的」ないし「モンゴルの」精神を強調していたことに代表されるように、けっしてマルクスやウィットフォーゲルの議論に限定されるものではない⁷⁾。しかしながら、仮にロシアを中心とした「東洋的社会論」をめぐる状況が以上のようなものであったとしても、ここで問題とすべきなのは、ウィットフォーゲルが主に研究に携わってきた中国についても、「アジア的復古」がそのまま当てはまるのか否かである。もっとも、ウィットフォーゲルその人は、文革の始まった1966年にはすでにワシントン大学を退官し、中国研究の第一線からは退いていた。したがって、われわれには断片的に残された数少ないウィットフォーゲルの論考から、その現代中国観を探る以外に方法はない。こうしたことから本稿では、60年代後半までにウィットフォーゲル自身によって書かれた毛沢東時代の中国に関する考察・分析を概観するとともに、その「東洋的社会論」（アジア的生産様式、及びアジア的専制主

義)に基づきつつ、ウィットフォーゲルが語ることのなかった76年以降の鄧小平による現代化路線、さらにウィットフォーゲルが92歳で生涯を閉じた頃(1988年)に展開されていた趙紫陽による政治体制改革、そして民主化運動(とりわけ天安門事件)という具体的な政治過程を如何に理解すべきかについて考えてみたい。

1. 毛沢東時代と「アジア的」なものをめぐる理論と実際

戦前の中国におけるアジア的生産様式論争は、1927年の上海クーデタに続く中国革命での敗北がきっかけとなり、中国社会が直面せざるを得なかった歴史的な性格をめぐって繰り広げられた。1927年11月の「中国共産党土地問題綱領草案」では、いったんアジア的生産様式規定が盛り込まれたものの、翌28年、モスクワで開かれた中国共産党第6回大会では、「農業関係と土地闘争に関する決議」でマルクスの「アジア的」概念は完全に排除され、スターリンの「封建的」概念が採用されるに至る。このことが、その後30年代前半にかけて、中国革命の性格、及び中国社会の性質をめぐって展開されたアジア的生産様式論争の直接的な引き金となった。この論争は具体的には、その一部としてアジア的生産様式論争をふくむ「中国社会性質論戦」、「中国社会史論戦」として闘われ、中共系、トロツキスト、国民党系、その他の第3党、社会民主党などの諸党派が論争に参加し、激しい論戦を交わした。この28年の決議でマルクスの「アジア的」所有関係がいわゆる「半植民地、半封建」という新たなテーゼによって理解されたことは、単にコミンテルンを中心とする民族解放統一戦線や中国共産党内における路線闘争に止まらず、中国国内外の研究者による中国社会観にも決定的な影響力を及ぼすこととなった。それはたとえば、かつて一度はウィットフォーゲルの水力的＝官僚的理論を受け入れていたアメリカの代表的中国研究者ラティモアでさえ、意識的にか、無意識的にか、1940年代の後半にはアジアの伝統的社会を

「封建的」と性格づけるように変化していたほどである⁹⁾。ウィットフォージェルの論考、「レーニン・スターリン主義の中国への影響」（1950年）によれば、毛沢東は実際、「新民主主義論」の中で中国の地主を「封建的」と呼び、「支配的な政治経済は植民地かつ半植民地的、半植民地的であり、文化もまた同じである」としているが、いうまでもなくそれはレーニン、スターリンの伝統をそのまま引き継いだものに他ならない⁹⁾。さらに、毛沢東の「人民民主独裁」（＝プロレタリアートの独裁）の概念にしても、それは延安期にスターリンの著作を集中的に読んだ結果、毛沢東が直接スターリンから学んだものである¹⁰⁾。このように、レーニン・スターリン主義は、中国に様々なイデオロギー的かつ政策的武器を与えたが、それらを可能にしたのは高度に中央集権化されたロシアの「機構」（アパラチキ）であり、毛沢東はこの「機構」を中国に導入し、かつ有効に利用することで「封建的」なものをめぐる言説を中国に定着させたのである¹¹⁾。かつてスターリン体制の完成がソ連におけるアジア的生産様式論争を終結させたように、新中国成立後、50年代の反右派闘争や大躍進という現実の政治過程、さらに歴史学界における「中国封建社会土地所有形式論争」、とりわけ「農民戦争史問題論争」などを経て、やがて既述の『中国革命と中国共産党』を中心とした毛沢東の著作が聖典化されつつ、中国における「アジア的」なものをめぐる議論は、完全に影を潜めることとなった¹²⁾。

ウィットフォージェルは、「毛沢東：中国農民の解放者か、破壊者か」（1955年）で、毛沢東がいかにレーニン・スターリンの政策に従っているかを証明しようと試みた。毛沢東は、農民や土地問題の取り扱いにおいて、1917年にレーニンがその党の立場を強めるために農民の土地分配を勧告する社会革命党（エスエル）の綱領を採用したように、孫文の綱領を採用していた。スターリンが穀物の引渡しに際する農民の躊躇に気づいたとき一挙に集団化を実現したのと同様に、毛沢東も最善の時を見計らって強制的に集団化を遂行したのである¹³⁾。この分析は、ソ連における「アジア的」なものの復古が、

そのまま中国においても起き得ると考えたウィットフォーゲルの深い確信に基づくものであった。たしかに、中ソの集団化には、ロシアの農業が「粗放型」であるのに対して、中国の農業が「弱い集約型」であるという基本的性格の相違も存在したが、スターリン、毛沢東のいずれにも共通していたのは、仮に農民の損失になろうとも、国家の財源を増やそうとする彼らの計画を押し進めるのに十分な権力を握ったときに断固として実行すべきであるという彼らの信念であった。したがって、中国における集団化の前段階で進められた協同組合化の意味についても、同じようなことがいえる。共産党指導による革命の第1段階の間、毛沢東は中国農民の「解放者」を装っていたものの、すぐに彼は農民の「破壊者」になった。10年もたたぬうち、共産主義中国の農民は小規模な独立生産者から、自立的な労働組合その他の均衡をとる社会勢力によって保護されない、全面管理的機構国家の独占的官僚制のために労働する農場労働者へと変貌しつつあったのである¹⁴⁾。

さらに1956年に書かれた「強制労働」でウィットフォーゲルは、中国を象徴する本質的な制度である強制労働について伝統中国、共和制中国（中華民国）、共産主義中国の三つに分けて分析した。伝統中国では、一般人民、農民に課された賦役労働、奴隷や不自由人に課せられた労働、及び兵士に課された労働の三つに区分される。統制された労働の一部は賦役労働の性格に近づいたものとして、共産主義中国にも見られたが、賦役労働は、その形態、及び型において奴隷労働とは異なっている。帝政以前の中国でも奴隷制は存在したが、それは主に、家内奴隷制であった。奴隷制は1912年までに廃止され、中華民国では戦時を除けば著しく減少した。だが、毛沢東の中国においては、強制労働は新たな様相を呈し、再度奴隷制に似た性格を帯びるようになった¹⁵⁾。ただし、共産主義中国における強制労働の制度は、かつての中国の様式の再現でも、自主的發展でもない。義務的、賦役労働という点ではかつての中国の方法を採用しており、たとえば1955年2-5月、440万人の市民が揚子江の堤防作りに駆り出されているが、新たに社会的制裁手段とし

での矯正的（奴隷）労働を生み出したという点では、ソ連に見られた共産主義者の様式に従っている¹⁶⁾。この矯正的労働は、公式非公式の非難、大衆集会、公開告発、捜査、拘束、原因不明の失踪、そして審理から始まるが、すべてが長い期間にわたる監獄、収容所での再教育や矯正の序幕である¹⁷⁾。たとえば、1955年にこうして奴隷労働に従事した人々の数は合計で200万人に及び、矯正的労働は明らかに経済的搾取の手段、及び政治的一体化、脅し、再教育のための手段として毛沢東体制に仕えている。だが、ウィットフォーゲルによれば、こうした中国の現実こそは、マルクスによる東洋的専制主義論の社会的側面が依拠する「総体的奴隷制」の存在を裏付けるものである¹⁸⁾。

同じ強制労働についてウィットフォーゲルはまた、「農業問題とモスクワ—北京枢軸」（1962年）においても、50年代に毛沢東によって進められた集団化との関連で論じている。ウィットフォーゲルによれば、中国はけっしてソ連の従属国であったわけではなく、同盟国としての自立した立場にありながらも、その集団化は、結局、スターリンの集団化のプロセスに完全に基づくものであった。それはソ連の集団化における農民に対する経済的インセンティブの欠如が失敗の原因であったことを、フルシチョフがスターリン批判の際に明確に示唆した後にさえ継続されるという徹底振りであった¹⁹⁾。1957年夏頃から、北京政府は学校や軍などすべての組織から農業生産協同組合を支援するための労働力の供出を要求したものの、彼らは農業作業をおこなうにはきちんと準備されておらず、むしろ訓練された農民たちの作業を妨げることもあった。1958年の「大躍進」では、農村における大多数の男性労働力が地方の工業、とりわけ小規模鉄鋼作業という非農業作業に駆り出されることが予定されていたために、その埋め合わせとして、何万もの農村の女性たちが看護や厨房、縫製チームとして組織され、農村における農作業に必要な労働を支えたものの、今度はもともと農業に必要な労働力を奪うこととなり、農業生産そのものを大幅に減じる結果となった²⁰⁾。

さらにウィットフォーゲルは1967年、「中国の紅衛兵と『林彪路線』」と

題した論考で、中国のプロレタリア文化大革命を国内の政治的危機と農業的危機に結び付け、さらに林彪路線として知られた当時の対外政策にも関連付けた。その一節は「海瑞の亡霊：毛の危険な農業政策」と題され、北京で上演された「海瑞罷官」というタイトルの歴史劇の主人公で、政府の政策に批判的な明代の役人海瑞が、農民から土地を取り上げたことを非難し、彼らへの返還を強く訴えたことと、毛沢東による農業政策の失敗との関連性について取り上げた。いわゆる文革とは、公式には1965年11月、当時の北京副市長の呉晗がこの歴史劇と海瑞の行動に言及したとき、上海の一文芸批評家に批判され、自分の農業政策に対する批判であることを即座に悟った毛沢東の逆鱗に触れたことに端を発しているとされる。だが、ウィットフォーゲルの見るところ、問題はけっしてこの土地の国有化をめぐる農業政策の失敗にとどまらず、海瑞の亡霊は今もって毛沢東の中国を徘徊している。「それは農村には忍び寄る危機が存在し、政治的重要人物は『海瑞の方法』でそれを克服したがっているという不気味な警告なのである」²¹⁾。

ウィットフォーゲルによれば、文革の中で動員されたおびたしい数の大衆がこの運動を始めたのでなければ、紅衛兵が着手したのでもなく、たとえばこの紅衛兵ですらそうした新たな大衆の動きが生じた後に現われたにすぎない。林彪の昇格はその数年前に始まったとはいえ、文革がこの段階まで盛り上がったところで急速に頭角を現わしている。ウィットフォーゲルの見るところ、「これらの動きは、独裁体制の下で起きたことであって、その独裁体制下でわれわれは、独裁者の役割を理解しなければならない。毛沢東は1935年から中国共産党の頂点に立ち、49年からは中国大陆の至上の支配者となったのである。権力の糸は、それらを毛が操作しているかどうかはともかく、すべて毛の執務室へと繋がっている。林彪の経歴も、文革も、紅衛兵も、すべてこの枠組みで見なければならないのである」²²⁾。

フルシチョフが「狂った男」と評したように、たしかにここきて毛沢東は非合理的行動に訴えているように見えるし、そのことは彼の身体的条件の

悪化となんらかの関係があるのかもしれない。しかし、身体的理由であろうとなかろうと、毛沢東が自らの権力の減退を恐れ、その防御手段としてこの運動に着手したのだとすれば、毛沢東体制そのものの弱体化にそもそもの原因があるといえる。毛沢東が劉少奇でも、鄧小平でも、周恩来でもなく、他ならぬ林彪を No. 2 に選んだのは、彼が毛沢東の意思の下で、「共產主義中国で最もコンパクトな党アパラチキ（機構）を運営できる人物」と見なされたからである。毛沢東権力の最盛期には、彼の潜在的敵対者を排除することはたやすいことであったが、専制国家においては唯一の強力な主権者がたった独りで支配しなければならぬ。ウィットフォーゲルは、こうした有力な取り巻きがいなくなった中国では、クーデター発生の危険性が限りなく増大しつつあると分析したが、そのことはそれ以前にも、彼自身が『東洋的専制主義』で理論的に指摘していた通りである²³⁾。実際、クーデター未遂であった林彪事件がその後 1971 年に起きたことを鑑みれば、この時点でのウィットフォーゲルの分析は、数年後には見事に的中したことになる。林彪路線とは、要するに毛沢東路線の別名であり、これまでの革命路線のように、発達の遅れた農業諸国によって「帝国主義的工業諸国」に対して遂行されつつある革命的闘争を歓迎していた。世界の農村によって世界の都市を包囲し、最終的な征服を目指すというのが文化大革命なのであり、それは蒋介石との内戦において成功裏に実行された政策でもあった。だが、毛沢東の「狂気」(madness) が紅衛兵を後ろ盾にして動員した文革とは、国内での自らの立場とその力を大きく損なうものであり、ウィットフォーゲルは「単に彼の敵対者に対する余り決定的とはいえない勝利を取めたに過ぎない」と結論づけている²⁴⁾。

2. 鄧小平時代と「アジア的」なものをめぐる理論と実際

毛沢東体制の終焉という歴史的転換点で開催された中国共産党第 11 期三

中全会(1978年12月)では、「10年の災難」と呼ばれた「極左」路線、文化大革命が全面的に否定され、新たな現代化路線への一大転換が方向づけられた。この会議では、文革期における毛沢東の個人崇拜、その独裁的政治手法によってもたらされた「党の一元的指導」による数々の弊害が指摘され、党・政府・企業指導の不分離現象の改善、管理体制の機能化・効率化の必要性が提唱された。ここでは社会主義=労農国家という本来の理念とは大きくかけ離れてしまった「社会よりも強力な国家」(ウィットフォーク)としての中国社会主義体制下において、「人民民主主義」を実現すべき「プロレタリアートの独裁」が、実際のところ「党の独裁」、さらには「個人独裁」へと導いてしまったという政治システムをめぐる根源的諸問題を直視し、それを国家と社会との関係でいかに解決すべきかが真剣に問われたのである。この新たな改革開放の時代において、中国共産党が取り組むべき重要課題として注目されたのが、単に党や政府という「国家」の指導機構の改革だけでなく、それをとりまく「社会」における企業の党政ガバナンスのあり方、そしてそれを「下から」支える利益表出団体としての労働組合(以下、工会と略称)のあり方といった「社会」主義的諸制度をめぐる「民主的」改革であった。

この三中全会で鄧小平は、「党の一元的指導の下で、党組織、行政と企業的不分離、党政不分、政企不分の問題を解決し、責任の分担制度を執行し、管理機構、管理者の権限と責任を強化すべきである」と述べ、企業における党政関係の改革を強く主張した²⁵⁾。これは文革の終結後間もなく開かれた中国共産党第11回党大会(1977年8月)で、「工会、共青団、婦連等大衆組織に対する指導を強化し、これらの組織をよりよく整頓し、建設し、本来あるべき役割を十分に発揮させるべきである」との決議をうけて、社会政策の起案レベルで具体化されたものである。また1979年4月の中央工作会议では、社会主義革命・建設全般における工会の役割、「四つの現代化」という経済戦略実現のための技術上、制度上、組織上の役割、労働者大衆の代表と

しての国家や社会集団に対する利益擁護，労働者教育，労働者階級の国内及び国際的団結の強化，党の「助っ人」としての役割などが定められ，工会の活動を強化することとなるいくつかの指示が出された。この会議を貫いた基本的観点の一つは，経済管理体制の欠点が党＝国家権力の「過度の集中」にあるがゆえに，権力を下方へ分散し，地方政府や末端の企業により多くの管理自主権を与えるべきであるということであった。企業内部の指導制度改革が徹底した経済改革を推進するための政治体制改革の一環としてとらえられ，党の指導性を確保する制度的枠組みを残しつつも，旧来の党組織への「過度な権力集中」を改めることが目指されたのである。

たしかに，こうした末端での工会をはじめとする社会諸集団による活動強化の拡がりを見る限り，78年秋から翌年にかけて「北京の春」でラディカルな民主化を提唱した魏京生が，「マルクス主義と毛沢東主義の専制政治が長時間実行されたため，労働者，農民，兵士大衆はなんらの政治的自由もなく，そのなかで自分が生活していく社会機構と自己の生活を決定する権利を全然もたず，自己の願望によって，政府に影響を与える機会さえきわめて少なかった」と揶揄した状況を大きく変えるチャンスが整いつつあるように見えた²⁶⁾。だが，この改革は「下から」の民主化要求を部分的に取り入れたとはいえず，1979年3月，「社会主義の道，プロレタリア独裁，党の指導的役割，マルクス・レーニン主義および毛沢東思想」という鄧小平による「四つの基本原則」の提示によって，党＝国家による頑強な箍がはめられ，この枠組みによって厳格に制限された「上から」の政治体制改革として性格づけられることとなった。たとえば，この魏京生が拘束され，反革命罪で懲役15年の刑を宣告されたのも，この基本原則が出た同じ年の10月であったことはきわめて象徴的であろう。

80年8月に開かれた中国共産党政治局拡大会議では，鄧小平の「党と国家の指導制度改革」が，当時はまだ非公開のままで採択された。ここでは党＝国家への過度の権力集中，党務と政務の混同，幹部の家父長的体質と終

身制、官僚主義、政治生活における前近代的遺制の残存などが指摘されるとともに、権力の下放、兼職の回避、幹部制度の改革、法制度の充実を中心とした民主化などが求められ、これがその後、断続的に繰り上げられることとなる政治体制改革の綱領的な文書となった²⁷⁾。だが、ここでとりわけ注目すべきなのは、党と国家の最高責任者である鄧小平が恐らく中国共産党史上はじめて、過去における「封建専制」という名の東洋的専制主義の存在そのものを公式に認めて、それが文革という悲劇を招いた根本原因の一つと見なし、それを如何に克服するかをめぐる現実的政治課題に結び付けていたことであろう。彼は次のように述べている。

「権力の過剰なる集中とは、党の一元的指導を強化するという掛け声の下で、不適切に、分析をはさまないまま、一切の権力を党委員会に集中し、さらに党委員会の権力は、往々にして何人かの書記、とりわけ第一書記に集中し、どんな事案も第一書記が司り、最終決定を下さねばならないという現象のことを意味する。党の一元的指導とは、それゆえ往々にして、個人による指導へと変化してしまったのである。全国の各レベルで、程度こそ異なれ、この問題が存在している。権力が過剰に個人あるいは少数に集中すれば、多数の人々が物事をおこなう上で決定権を持たなくなり、権力を持つ少数者が過重負担を背負い、必ずや官僚主義を生じさせ、様々な誤りを犯し、各レベルの党、政府の民主的生活や集団指導、民主集中制、各人の分担責任制などに損害を及ぼすことになる。こうした現象は、わが国の歴史上の封建専制主義の影響と関係があり、また国際共産主義運動時代に行なった各国の党の活動において、指導者個人が高度に権力を集中させていたことと関係がある。われわれは歴史上、何度も党の集中・統一を強調してきたし、分散主義や独立性の要求に対して過剰なまでに反対を強調し、必要な分権や自主権を強調したり、個人による過剰な権力の集中に反対することはきわめて少なかった」²⁸⁾。

このように、鄧小平の見るところ、これまでの中国社会の様々な局面で進行してきた「権力の集中」という現象が、本来の社会主義の理念とはまったく逆に、中国古来から脈々と存在し続けている「封建専制主義」を再生させてしまった。そして、こうした諸制度、諸問題への洞察が欠けていたことこそが、「文化大革命を発生させた一つの重要な原因」となっているというのである。たとえば、企業や工会など、様々な社会的集団の組織化の局面では、鶴の一声（「一言堂」）、個人崇拜、個人が組織を凌駕するなどといった「家長制」の現象を不断に涵養してきたし、また社会関係内部に残存している「宗法観念」という「封建主義」の残滓は、経済領域での「官工」、「官商」、「官農」といった旧社会における「文化領域の専制主義的作風」を助長してきた。では、こうした個人崇拜、個人独裁といった極端な権力の集中を克服するためにはいったい何をすべきなのか？「封建主義の残滓による影響をなくすための重点は、切実なる改革を進め、党と国家の制度を改善することであり、制度のうえで、党と国家の政治生活の民主化、経済管理の民主化、社会生活全体の民主化を保証し、現代化建設の事業を順調なる発展を促進することにある」²⁹⁾。それゆえに鄧小平は、憲法などの法システムの改正、規律検査委員会の設立、中央・地方政府間の分権、そして企業における工場長責任制、労働者代表大会の設立など、新たな社会的制度づくりを求めることとなったのである。それは毛沢東と同じ地位にありながら、毛沢東時代のタブーに果敢に挑戦しているという意味で、最高権力者による自己の権力否定の契機すら含む、高度な民主性を帯びた画期的内容であった。

この鄧小平講話の2カ月後の同年10月、「毛沢東の最も雄弁なスポークスマン」（シュラム）として知られる廖蓋隆は、中共全国党校による中共党史学術討論会で「歴史の経験とわれわれの発展の道」と題して既述の鄧小平の講話を引用しつつ、いわゆる「庚申改革」と呼ばれる政治体制改革構想について報告した。この「庚申改革」では、人民代表大会における二院制、司法の完全独立、党と政府、各種経済機構、文化機構、大衆団体、世論機関など

の職務における党政分離が提案された。とりわけ労働者、工会との関連で注目すべきなのは、廖蓋隆が党の一元的指導の名のもとに「個人専断」、「個人独裁」の行われてきた事実を省みて、経済、文化組織、大衆団体、世論機関などと党の関係を分業（「党政分工」）で行うよう提起したことである。廖蓋隆はここで、1951年に李立三がサンディカリズム、経済主義として不当に批判され、1958年に頼若愚がサンディカリズム、経済主義、さらに反党反社会主義のレッテルを貼られた中華全国総工会党组拡大会議という誤りについて言及し、「党の指導」を本来の意味での政治指導に限定するよう主張した³⁰⁾。だが、この視点は中国国内では一般的には公表されてこなかったものの、後述するように、数年後には趙紫陽の政治体制改革として現実化することとなったという意味で、当時からすでに高度に政策的現実性を帯びた提言であった。廖はこうした1951年と58年の二つの会議での誤りが党と労働者大衆との関係を損なうものと批判したが、その際彼は、ポーランドの自主労組「連帯」に言及しつつ、「われわれがもし変革しないならば、労働者階級が造反するかもしれない」と警告したのである。労働者ばかりでなく農民についても、独立の農会、すなわち中華全国農民連合会、あるいは中華全国農会を創設し、「農民の利益を擁護してこそ農民の造反を防ぐことができる」とし、労働者の工会と同じような社会集団を媒介にした民主化を主張していた。また各企業、事業単位の指導制度改革について廖蓋隆は、鄧小平が8月の講話の中で党委員会指導下の工場長責任制、経理責任制を改めて、工場管理委員会、公司董事会、経済連合体の指導、監督下の工場長責任制、経理責任制を実行するよう提案したことに言及しつつ、党委員会指導下の校長、院長、所長責任制を改め、党書記の個人専断、個人独裁制度を改めるべきであると主張した³¹⁾。

一方、同じ頃学術・思想界では、1930年代の第1次論争以来はじめて、アジア的生産様式についての議論が復活していた。1978年7月と11月、長春で開かれたアジア的生産様式と古代史時代区分をめぐる討論会を経て、

1981年4月には、新中国成立後初めての全国規模での「アジア的生産様式学術討論会」が天津で開催された。この会議には呉大琨、田昌五など、『中国史研究』、『世界歴史』といった学術誌で活躍していた歴史学界の重鎮が討論に参加し、いわゆるスターリンの「5段階発展論」の再検討に始まり、アジア的生産様式の意味合い、性質、そのアジア諸国の歴史への適用をめぐる妥当性などについて討論が繰り広げられ、その成果は『中国史研究』（1981年第3期）として公刊された。たしかに、この論争では、西側の諸外国、とくに60年代後半のフランスや日本で繰り上げられた第2次アジア的生産様式論争の影響を少なからず受けつつ、多様な意見の発表が可能になってはいた。だが、アジア的生産様式をアジア、すなわち非ヨーロッパ世界の特殊な社会経済構成とみなす往年の「アジア派」による見解を否定し、かつソ連史学界で主流を占めていた「古代東洋型奴隷制」を否定する点では、論争の当事者も対立者も基本的に一致しており、マルクスによる本来の「アジア的」概念を復活させるまでには至らなかった³²⁾。

3. 民主化運動の進展と「ブルジョア自由化反対」

こうした学術・思想界での変化はさておき、ここで問題を政治社会的変動に限定すれば、79-80年における初期の民主化過程のプロセスはその第一波として、84年の経済改革の本格化から86年末の学生運動が胡耀邦総書記の「辞任」につながり、「ブルジョア自由化反対」によって再度後退したプロセスを第二波として、さらに87年の第13回党大会で趙紫陽総書記代行が「社会の協商と対話」の提唱によって「下からの民主化」の可能性を切り開いたプロセスを第三波として、それぞれ理解することが可能であろう。まず、文革に終止符を打ち、北京西単の「民主の壁」にはじまった民主化の第一波は、1983年の「精神汚染反対キャンペーン」で一旦は中断した。だが、84年の経済体制改革の本格化によって、86年には再び政治制度の改革が提起され

たことを契機に、同年末以降、一部の都市において学生による街頭デモが発生していた。この問題が長引いた背景には、鄧小平がバランスーとして、保守派と改革派がともに水面下で対立を醸らせていたことがあったとされている³³⁾。これに際して鄧小平は86年12月30日、学生デモの処理をめぐる胡耀邦、趙紫陽と話し合い、「反精神汚染の観点は、私は今でも放棄していない」と述べ、問題が解決していないことを厳しく戒めていた³⁴⁾。

一方、党中央政治局拡大会議は87年1月、こうした一連の学生による騒擾事件の処理に対する責任を問う形で、胡耀邦の党総書記からの解任を決定した。それに引き続き党中央は、次々と重要文書を公布してブルジョア自由化反対を再度強調するとともに、王若望、方励之、劉賓雁三名の党籍剥奪を発表するに至る。この中で党中央は、少数学生による騒動が、ブルジョア自由化思潮に反対する姿勢の不鮮明さと不明確な態度に由来しているという判断を示した。それゆえ党中央は、「四つの基本原則が強調されたことは少なく、思想政治活動が軟弱で無力化しており、多くの陣地でブルジョア自由化思潮の侵入を抑制できず、ブルジョア自由化思潮の氾濫を招いた。もし氾濫するに任せておけば、さらに多くの人、とくに一部の青年に影響を与えてその方向を見失わせ、わが国は動乱の社会となり、改革と建設を正常に発展させることができなくなる」と警告したのである³⁵⁾。

当時、工場長単独責任制をブルジョア自由化と関連付けて批判するという動きが見られたが、これに対してたとえば『経済日報』のコラム(87年2月26日)は、「工場長責任制を推進することはブルジョア自由化をやることではなく、企業の党組織の監督作用を保障し、思想政治工作进行を強化し、企業の社会主義的方向を堅持することをいっそうよく発揮するため」であり、かつ「所有権と経営権の適度な分離を通じて企業活力を増強することはブルジョア自由化の現れではなく、中国の特徴をもつ社会主義の道を歩む上での有益な探索であり」、また「労働者大衆が指導幹部の官僚主義、不正の風に対して批判しあるいは正当な要求を提出し、自己の合法的権利を擁護することは、

ブルジョア自由化ではなく、ブルジョア自由化反対を口実として労働者の正当な批判や要求を抑えたり、打撃を与えたりしてはならない」と批判するなど、保守派を牽制する言論が現れ始めていた。かくして 87-88 年にかけて、政治的イニシアティブは明らかに保守派から改革派へと移り、中国にとって激動の政治体制改革の時代へと突入していくこととなる。

4. 趙紫陽の「社会主義初級段階」論と東洋的専制主義

こうした改革派の巻き返しとの関連でとくに注目すべきなのは、趙紫陽が第 13 回党大会（1987 年 10 月）で「党政分離」の方針を打ち出し、国家の諸問題を検討すべく行政機関に対応して党内に設置された党機構（対口部）を廃止し、行政機関の中心で実権を握っている党組の撤廃、「党指導下の工場長責任制」から、50 年代初頭と同じ「工場長単独責任制」への切り替え、末端民主（村民自治と住民自治）の推進、情報公開の推進、及び対話制度の整備などの大胆な政治体制改革を提起したことであろう。とりわけ趙紫陽が、政府各部門に存在する党組について、「それぞれその成立を承認した党委員会に責任を負っているが、このことは政府の活動の統一と能率向上に不利なので、次第にこれを廃止する」と述べ、行政機関におけるその廃止を打ち出したことの政治的意味合いは極めて大きかった³⁶⁾。趙紫陽はこの報告の中で、政治体制改革について言及し、(1)党政分離の実行、(2)権限のより一層の下放、(3)政府工作機構の改革、(4)幹部人事制度の改革、(5)社会協商対話制度の樹立、(6)社会主義民主制度の改善、(7)社会主義法制建設の強化、の 7 項目を提唱したが、実質的な改革として最も本質的な原動力として働いたのは、何といってもこの段階的「党組の廃止」の決定であったといえる。もし社会諸集団内部に存在する国家そのものである党組が工会組織内部で廃止されるとすれば、少なからず多元的価値の実現に寄与することになるのは確かだが、それだけに工会の自立（自律）性が党＝国家からの独立へと発展した場合、逆に今度

は「四つの基本原則」という枠組みを大きく外れる政治的動向を容認することにも繋がることとなる。たしかに、工会組織の内部での党組の廃止は実際には行われなかったものの、それが近い将来に実施されるかもしれないという可能性は、すでに当時から大きな潜在的意味を持つものとなっていた。これによって工会は、「四つの原則」という大きな枠組みのもつ限界を有しながらも、それまで工会組織内部に存在していた党＝国家からは相対的に自由な、制度的多元主義 (institutional pluralism) の可能性をもつこととなったのである³⁷⁾。

こうした一連の政治体制改革の青写真を提出する際の下敷きとなっていたのが、既述の中国共産党政治局拡大会議 (80年8月) で鄧小平が提出した、「党と国家の指導制度改革」についての講話であることはいうまでもない。実際、趙紫陽はこの政治報告の中で、この講話こそが政治体制改革を推進する上での「指導的文書」になっていると明言している。だが、この政治報告が鄧小平の同講話よりもさらに画期的なのは、中国社会主義の現在を「社会主義初級段階」と位置づけ、資本主義発展の遅れた後進国として社会主義に突入したという歴史的事実をはじめ直視したことであろう。これは明らかに、かつての資本主義論争において二段階革命論として議論された「ブルジョア民主主義」をめぐる現代的再論である。趙紫陽はここで、「中国人民が資本主義という十分な発展段階を経ることなく社会主義の道を歩めることを認めないのは、革命の発展という問題上の機械論であり、かつ極右的な誤りの認識上の重要な根源であるが、生産力の巨大な発展を経ずに社会主義の初級段階を越えられると考えることは、革命の発展という問題上の空想論であり、極左的誤りの認識上の重要な根源である」と述べ、間接的に、遅ればせのブルジョア民主主義革命の必要性を論じたのである³⁸⁾。趙によれば、中国は「半植民地、半封建国家」として、「旧民主主義革命」の度重なる失敗後、「新民主主義革命」の「勝利」によって、資本主義でなく、社会主義こそが「帝国主義、封建主義、官僚資本主義」を克服する唯一の道であることを証

明した。たしかに、ここには「ブルジョア民主主義」の課題として克服できなかった毛沢東の「新民主主義革命」を「勝利」と呼ばざるを得ないことに明らかな限界があるとはいえ、それが「社会主義初級段階」という「ブルジョア民主主義」の課題としてはじめてとらえられている点では、きわめて大きな進歩である。だが、ウィットフォーゲルにいわせれば、ここで仮に本来の意味の「半分」であったとしても、いわゆるマルクス・レーニン主義がマルクスその人の意図とはまったく反対に「アジア的」なものを「封建的」（「半封建」）と見なしたことにこそ、そもそもの問題の根源がある。「彼らは中国、インド、近東の伝統的制度を『封建的』と呼んで躊躇しなかった。彼らはモンゴル以後のロシアと西ヨーロッパ封建制を同一視した。そして彼らは共産主義ロシア——と最近では中国本土——はともに『封建制』と資本主義に優越しているが故に、発展のより高度な社会主義的あるいはプロト〈原〉社会主義的水準に到達したと確信していたのである」³⁹。

しかしながら、趙紫陽の見るところ、現実の歴史に飛び越えは不可能であり、結局はその生産力水準の低さゆえに、「半植民」、「半封建」の地位から容易に抜け出すことはできず、高度に発達した資本主義国家に比べるとはるかに劣らざるを得なかった。それゆえ中国における現代化の目標は、他の資本主義の国々がすでに達成している「工業化、生産の商品化、社会化、現代化」を長い時間をかけて実現することにある。しかもそれは、あくまでも「社会主義初級段階」として達成されるべきであり、けっして「資本主義の復古」であってはならないというのである。では、それらを実現するための党＝国家の指導方針とはいったいいかなるものであるべきなのか？

ここで趙紫陽は、現代化により生産力を発展させ、そのための改革を全面的に推し進め、公有制を主として大胆に計画的商品経済を発展させるなどの諸条件を提唱した上で、それらの民主的諸改革遂行の困難さの原因として、中国の伝統的「封建専制主義」の影響に言及する。すなわち、「必ずや安定的団結の前提の下で、民主政治を建設すべく努力しなければならない。社会

主義は、高度な民主、完成された法制、安定的社会環境を有すべきである。初級段階においては、不安定要因がきわめて多く、安定的団結を維持することがとりわけ重要となる。必ず人民内部の矛盾を処理しなければならない。人民民主の独裁を弱めることはできない。社会主義的民主政治の建設は、封建専制主義の影響が深いという特殊な緊迫性の存在ゆえに、またその歴史的、社会的条件の制限を受けるがゆえに、秩序ある段取りでしか、進めることができないのである⁴⁰⁾。つまり、ここでも趙紫陽は鄧小平と同じように、文化大革命という悲劇をもたらし、民主主義の健全な育成を妨げる根本原因の一つとして、歴史的、社会的伝統である「封建専制主義」の問題を取り上げ、それを社会主義初級段階論＝ブルジョア民主主義革命論に結びつけつつ、長期的視野での「アジア的」遺制の克服を企図したのである。

5. 『河殤』問題と東洋的専制主義

こうしたポスト文革の時代において、「家長制」、「宗法観念」、「封建専制主義」といった中国における「アジア的」なものの諸問題をめぐる議論の活発化は、鄧小平、趙紫陽ら政権中枢のトップリーダー達やその周辺をとりまく知識人だけでなく、当時、すでに一般庶民のレベルにすら波及しつつあった。いわゆる『河殤』問題とは、そのことをとりわけ象徴的に示すできごとである。

『河殤』とは、1988年6月11日から28日まで最初に放映され、さらに視聴者の更なる要望で同8月下旬に再放送された蘇曉康、王魯湘ら編集による連続テレビ番組である。このテレビドキュメンタリーの制作顧問である金觀濤の言葉を借りれば、それは「黄河という一筋の糸を頼りに中国の歴史、文化、社会に対する現代の学者の深い思索を明らかにしようとした⁴¹⁾」。その脚本は放映直後から単行本として出版され、社会的に多くの反響を巻き起こしたが、やがて中国指導部内部では「中華文明を否定するものだ」とする批

判の声があがり、そのシナリオの発売も禁止されることとなる。だが、その後もこの『河殤』の政治問題化は収まらず、『人民日報』をはじめ、多くの新聞、雑誌が賛否両論の論評を掲載し、社会的関心はさらに大きく拡大していった。この作品が制作、放映されたのは、文革の全面否定と同時に着手された改革開放路線が曲がりなりにも順調に推移し、ポスト文革とも呼ぶべき新たな社会思潮が生まれつつあった時期であり、このことが問題を広く社会的に共有させたことの背景にあったことはいうまでもない。

その第一部、「夢を追う」では、古い文明を持った民族がいずれも、現実と伝統との間で厳しい危機に直面することが説かれた。中国民族のルーツをたどったとき、それが黄河を中心として生まれ育ったことがすぐに理解できる。中国文明に黄河という自然の力が計り知れないほど大きな役割を果たして来た。悠久の歴史をもつ農業大国にとって、水は支配的な要因であり、数千年の間、「水への渴望」こそが中華民族の生存への巨大な力となってきた。厳しい自然環境という挑戦によってこそ、人間の創造力は刺激され、発揮され、黄河文明は人類史上のきわめて早熟な文明として発達し、治水、暦方算術、土地測量、家畜の飼育、製陶、冶金技術などの技術を西側よりも千年早く成熟させたのである。だが、それと同時に、そのことをもたらした過酷な自然環境自体が、その他の分野の発達を妨げ、とくに「歴史の展開、社会構造、政治組織などの面では、純東方型の道を歩むこととなった」⁴²⁾。マルクスのアジア的生産様式論が提起されたのは、まさにこうしたコンテクストにおいてである。

「今日もし誰かが東方社会のあの悠久の専制主義は本当は水と関係あるのだと言ったら多分あなたは不思議に思うだろう。実はこうした見方はまさにマルクスとエンゲルスが提起したものなのだ。東方の自然環境の下では、大規模な人口灌漑施設をつくるのが農業を営むための第一の条件となっており、当時の生産力レベルでは高度に集中した中央独裁

政権が数千万の人々を組織し、人工灌漑をやり遂げる必要があったと、彼らは考えた。これこそが有名な『アジア的生産様式』の観点である。惜しむらくはマルクスとエンゲルスはこの問題をはっきりとは語っていないため後世の人々は延々と議論を続けている。

全くのところ、エジプトのピラミッドにしても、中国の大運河や長城、さらに南米の密林のマヤ人のピラミッドにしる、現代人が舌を巻くこれら古代の大工事はいずれも非常に似通った『アジア式』歴史の影を示しているのではないだろうか。どれも古代の大帝国の遺物ではないか。何千何万の一つ一つではとるに足らない個体がある種の秩序によって組み合わせられ配列され、最高至上の頂点をともに戴く大一統の社会構造は、巨大なピラミッドに非常に似ていないだろうか。その故に民主、自由、平等などという代物は『アジア』のものとはなり難いのだ⁴³⁾。

治水との親和的関係の深い「アジア的」社会へ熱い眼差しを注ぐその語り口には、ウィットフォーゲルのそれに限りなく近いものがある。しかしながら、こうした「大一統」の社会システムが、いわゆる「封建的社会形態」として中国でかくも長く続いてきたのかがいったい何故なのかを問う「アジア的停滞論」について、『河殤』はこれまで通りの「封建的」という公式見解に立っており、マルクスの「アジア的」立場をとってはいない。こうした「封建的」社会形態とは、あくまでも「特殊なもの」でなく「普遍的なもの」であるとし、それはマルクスのアジア的生産様式論をいわば世界史＝普遍史の初期発展段階に位置づけることで、その「アジア的」地域特殊論を退ける立場にある。いわく、「特殊なのは東方の古い現象ではなく、ヨーロッパで発生した突然変異なのである」⁴⁴⁾。

折しも、このテレビドキュメンタリーの制作顧問であった金観涛によって出版された『興盛与危機——論中国封建社会的超穩定結構』（湖南人民出版社、1984年）が中国国内で大きな話題を呼んでいたのも、ちょうどこれと

同じ時期に重なっている。金観濤・劉青峰夫妻はこの書で、伝統的中国社会構造の特徴が、(1)連絡の機能を担える強力な階層、(2)この階層による統一的な国家学説、(3)官僚によって管理される郡県制、(4)統一的信仰によって組織された官僚組織、という4要素によってシステム化(同一化)された「超安定システム」にあると説いていた。つまり、歴代王朝は興亡を繰り返すだけで社会が進歩しなかったということの解明と、『河殤』による問題提起とは、ほぼ完全に一致していたのである⁴⁵⁾。

また第4部の「新紀元」では、後進国資本主義の発展過程における諸問題について提起される。ここでは1917年に革命を経たロシアについて、マルクスの念頭にあった未来社会が実現されたとするには、「なお遅れた農業国であり、農業生産は国民総生産値の57.9%を占め、工業生産はアメリカの7%に過ぎなかった」とし、その後進国社会主義の問題について言及した。そしてこの後進性が、十月革命に否定的な態度を取ったプレハーノフとロシア社会に社会主義への転換を可能にする資本主義を認めていたレーニンとの間で激烈な論争をもたらしたのである。『『ロシア・マルクス主義の父』と呼ばれるプレハーノフは、歴史はその必要な発展段階を飛び越えることはできないというマルクスの思想を堅持し、時期尚早な政権奪取は主張せず、社会主義の成功を急ぐことが、経済をして惨憺たる失敗に終わらせることになると考えていた。プレハーノフの疑問は十月革命の勝利によって粉碎されたが、しかし彼のレーニンに対する挑戦は歴史によっても埋没されることはなかった。経済が未発達な社会主義国家で商品経済の発展段階を飛び越えて成功を収めることができるか。これはプレハーノフが描いた巨大な疑問符であり、半世紀余り社会主義陣営に取りついてきた問題であった」⁴⁶⁾。

いうまでもなく、ここで問われているのは、プレハーノフとともにウィットフォーゲルが警告した「アジア的復古」の問題である。たしかにスターリンは、1930年代に農民からの収奪と消費水準を抑えることによって高度な蓄積を強行し、ソ連工業の目覚ましい発展をもたらしたが、その重い代価によ

て、その死後には新たな経済改革が強いられた。この厳然たる歴史的事実が示すように、「歴史は後退しない。人間が歴史を飛び越えたのである」⁴⁷⁾。これと同じ歴史の潮流は1978年、ついに中国にも到達し、改革の大潮流に巻き込んだものの、ソ連と同じような後進農業国である中国にとっては、その商品経済の発展はけっして容易なことではなかった。中国のような小農からなる大国家でも、商業はかつてかなり発達したものの、「真の商品観念」は育たなかった。「何代もの王朝が続いたが、皇帝は全中国を所有する唯一人の私有者であった。皇帝は、任意に民衆から税金を徴収し、労働を割り当て、無償かつ無際限に農民を搾取することはできた。官吏は朝廷の与える僅かな給与で暮らさねばならず、当然民衆を騙したり、力づくでその富を奪い取った。こうした農業文明の基礎の上に立てられた『大一統』の中央集権制度は、古代中国経済、とくに工業商業活動を抑制する重い首枷となったのである。その故に一部の西側学者は中国ではもともと真の私有制が生まれたことはない。資本主義の萌芽などということも語りようがないと考えている」⁴⁸⁾。これは明らかに、「唯一の所有者」(マルクス)の下にある伝統的中国社会において、なぜ産業資本、及び商業資本が十分に発達しなかったのかを説明するアジア的生産様式について言及するものである。ここでは明示されていないものの、この「一部の西洋学者」としてウィットフォーゲルが念頭に置かれていることは、おそらく間違いないことであろう。つまり、「反共主義者」として長年中国で忌避されてきたウィットフォーゲルによる問題提起が、全中国レベルでの社会的な問題関心としてはじめて取り上げられ、かつ共有された一時期が確実に存在したのである。

6. 天安門事件と東洋的専制主義の再現

趙紫陽による本格的な政治体制改革によって、工会をはじめとする社会的諸集団はそれまでになく大幅に自由度を増し、党=国家からは相対的に自立

した活動を展開しつつあった。だが、反ブルジョア自由化問題が何ら解決されないまま、1989年4月、胡耀邦・前共産党総書記の死去がきっかけとなって民主化運動が本格的に再燃したものの、『人民日報』(4月26日)は、この動きをすでに86年のブルジョア自由化反対の際に将来ありうる危険性として使われた「動乱」という言葉で規制していた。

こうした中で、社会主義中国の成立以来、はじめての自主労組である北京労働者自治連合会(工自連)が天安門広場に突如として出現することとなる。工自連は1989年5月、労働者の具体的利益を実現するための「民主主義を求め」、「独裁を引きずり下ろす」ための「民主愛国の運動へ導く」(21日)ことを目指し、すべての職場での合法的な代表者を監督するにとどまらず、労働者の合法的權益を最終的に保障するために「共産党を監督する」ことすら求めつつ、学生主導によるハンストと行動をともにしていた(25日)⁴⁹⁾。工自連がその正式な設立を宣言した翌日(5月19日)に北京市に戒厳令が敷かれたこと自体、党=国家がその存在を深い根柢のあるものと認めつつ、全く前例のない「体制の危機」としてきわめて深刻に受け取っていたと思われるフシがある⁵⁰⁾。当時、北京鉄道局豊台作業場の労働者であった韓東方(現在、香港に拠点を置く『中国労働通信』の主宰者)を事実上のリーダーとして、工自連は戒厳令の発令以降、毎日、この戒厳令に反対するデモを繰り広げていた。工自連が「騒動」を引き起こしたと嘯く市政府を非難するとともに、工自連はすでに自ら築いていた非公式のネットワークを使い、当局による弾圧の口実に使われないよう、市内の工場や商店などに対して職場内での秩序を維持するための「活動隊」を組織するよう求めた。この頃から、工自連と市内の各工場や事業所、及び学生らとの連絡は頻繁に、そして密かに行われるようになる⁵¹⁾。5月30日、工自連活動家の一人が逮捕されると、韓東方は即座に公安当局に対する釈放活動に乗り出したが、公安局側は「非合法組織」であることを理由に話し合いを拒否し、逮捕の事実そのものを否定した。これをうけて工自連側は、同日夜には海外メディアとの記者会見を

開き、公安局による一方的逮捕の不当性を訴えた。その結果、翌日の午後にはこの逮捕者は無事に釈放されたが、これを境にして公安当局は、工自連に対する圧力をさらに一層強めることとなったのである⁵²⁾。こうした中で、全国総工会主席倪志福も6月2日、全国産業工会主席座談会で発言し、「全国の労働者階級が当面する緊急の任務とは社会的安定を維持することである」と訴える。倪は全国の工会幹部が、労働者大衆を職場に戻し、生産と仕事に専念させるよう指導すべきであり、少数者による労働者組織を名乗り、労働者集団を分裂させ、党から引き離すような行為に反対することを求めたのである⁵³⁾。しかし、この工自連の組織拡大の動きはいっこうに収まらず、そのメンバーは事件前夜の6月3日までに2万人にも膨れ上がっていた⁵⁴⁾。しかも彼らは皆、学歴こそ低いとはいえ、待業者や失業者、あるいはいわゆる「都市浮動人口」の一部などではなく、工場や建設現場など様々な職場に働くごく一般的な労働者であり、全員が工自連への登録条件である何らかの事業所との正規の雇用関係にあったのである⁵⁵⁾。

だが、その翌日、ついに悲劇の日を迎えた。

こうした当局側による一連の反応に見られるように、6月4日の弾圧に向けて、決定的な政治判断をもたらしていたのはこの自主労組の存在と彼らの行動であり、これに対して当局側が未曾有の「体制の危機」を感じていたであろうことが容易に見て取れる。ここで党＝国家側が何よりも恐れたのは、合法化されていない社会領域で自然発生している自主労組による「下から」の民主化要求という対抗権力のベクトルが、すでに合法化されている総工会の組織労働者による集団的民主化の対抗権力のベクトルと一体化し、党＝国家体制そのものに対する巨大な反体制権力となって仕向けられるかもしれないということだった。

だが、本来的には鄧小平、胡耀邦、趙紫陽の三人とも多かれ少なかれ改革派とみなされていたという事実を鑑みれば、これら最後の瞬間をめぐるトップリーダー間の攻防は、「例外的状況」において最終的に決断する者が主権

者であると喝破したC. シュミットの言葉の真実味を弁証するための具体的事例として理解すべきであり、したがって結局のところ、ここでは鄧小平その人こそが「唯一の所有者」(マルクス)だったのだという結論に到達せざるを得ない。たしかに天安門事件に際しての決定は、トップ集団が鄧小平一派と趙紫陽一派とに割れるという「二つの中央」の並存状況に陥りつつも、鄧のリーダーシップは毛沢東の時代とは異なり、「独裁」ではなく、つねに合意形成を意図していたのかもしれない。だが、「動乱」という評価も、戒厳令も趙紫陽解任も、江沢民抜擢も、最後の弾圧の実行も、すべて鄧小平の決断であった。しかも、89年4-6月にかけて、政治局会議はほとんど開かれられないばかりか、当初、すべては趙紫陽以下5人の常任委員会に託されていたにもかかわらず、それが分裂して機能しなくなったとき、鄧小平以下、長老幹部8名で構成されるいわゆる「八老」が介入し、最終的には鄧小平が決定しているのである。まさにこうした事実こそ、「革命の第一世代から完全にはリーダーシップが移っていない鄧小平時期末期の権力の特質」(毛里和子)があるのだといえる⁵⁶⁾。

このように、社会(=共産)主義政治の根幹にある人民主権、あるいは人民民主主義とも言い換えられ、なおかつ鄧小平その人が最後の最後まで固執し続けた「四つの基本原則」の最大項目でもある「プロレタリアートの独裁」とは、仮に理論上は実行可能であったとしても、現実的にはその対極にある国家主権、あるいは個人の独裁システムとしてしか機能しなかったのであり、この政治制度のもつ根本的欠陥を如実に露呈してしまったのだといわざるを得ない⁵⁷⁾。このことをさらに理論的に追究すれば、政治局という社会(=共産)主義政体の頂点に立つ寡頭制内部において、少数の長老たちが分有していた権力のバランスが一旦失われると、制約されない権力の累積傾向は意思決定の単一な独裁制的中心へと向わざるを得ないと論じたウィットフォーゲルによる全体主義的政治構造の内的メカニズムに問題が集約されるのである⁵⁸⁾。同じ改革派でありながら、一旦天安門事件前夜のような「例外的状況」

に陥ってしまうと、政治局（天安門事件に際してはそれすら機能しなかった）内において独裁制的中心へと突き進む権力の政治力学に立ち向かうすべての対抗権力は、他ならぬ反体制権力（反革命、反社会主義、反人民…）とみなされる他はなかった。そして、まさにこうした全体主義的政治構造のもつ本質的側面とは、中国における改革開放政策の採用以来、様々に繰り広げられてきた「政治体制改革」の挙句の果てに、一度たりとも改変されなかった中核的部分を構成しているのである。A. ネイサンが指摘するように、「八老が統治体として機能した期間はわずかでしかなかったとはいえ、その存在は中国共産党が革命党であって立憲政党ではないと自己規定するかぎり、過去はもちろんのこと、これから先も再び行使される可能性のある基本原則を反映している」というべきであろう⁹⁹⁾。

7. 劉曉波による東洋的専制主義批判

鄧小平や趙紫陽らがそう考えたように、文革をいかに評価するかという問題は、これまで東洋的専制主義の問題を考える上でのきわめて重要な試金石となってきた。『河殤』の中で取り上げられた「大一統」という問題提起が全国の一般庶民の間でかくも広範囲に支持されたのも、文革という前近代的非合理性の噴出をめぐる共通体験、そしてその原因をめぐる思想的追究が社会的に広く共有されていたからこそであろう。

こうした文革に対する深い反省に基づき、中国国内では1978-82年にかけて封建的専制主義をめぐる議論が活発化していた。L. R. サリバンによれば、その議論の中身は大まかに以下の3つに分類できる。その第1が、多数派である唯物論者であり、彼らは秦の始皇帝から毛沢東に至るまで、永続する農業経済の「後進性」と農民の「封建的意識」を反映しつつ、ほぼ単線的に専制主義が形成されてきたとするものである。その第2が、これよりは少数であるが、専制主義の生成に際する国家と皇帝個人の自律的な役割に焦点を当

てつつ、マルクス主義の「正統的」パラダイムを批判する歴史学者である。さらにその第3が、こうした1978年以降支配的となった反専制主義論を排して、「偉大な」啓蒙専制君主が歴史上、幾度となく肯定的な役割を果たしてきたとするいわゆる「開明専制主義」擁護の立場である⁶⁰。

だがいまや、東洋的専制主義の問題を考える上でのさらに重要な試金石として、天安門事件が新たに付け加えられた。たとえば、この89年の民主化運動に参加し、その政局の展開に重要な役割を果たした劉暎波も、反専制主義の立場を中国の知識人の一般的傾向としてとらえている。たしかに、知識人は文革後、誰もが文革に対して否定的な態度を取り、それが中国史上空前の大災禍であり、中国の現実を停滞させた「諸悪の根源」であると主張した。だが、劉によれば、この文革を否定している「主流」こそが、文革をもたらした専制政治を擁護し、その「人治」の伝統を擁護している人々に他ならない。それはこれまでの中国史において、長期にわたる専制主義の社会体制の根底には手をつけず、皇帝や貪官汚吏に対する批判と同じように、「名君」によって「暗君」を否定し、「清官」によって「貪官」を否定し、つまり専制主義の「精華」によって専制主義の「糟粕」を否定するものである。そのことは、たとえば伝統社会から現代社会への過渡期にある中国の発展には民主主義と自由を拡大する政治体制改革を一時棚上げしてでも、権力の集中と権威ある政権による「開明専制」が必要であるとする、天安門事件の前後から台頭してきたいわゆる新権威主義論にもみられる。つまり、既述のサリバンによる分類でいえば、最も少数者とされる開明専制主義擁護派の考え方が、劉が指摘する最も一般的な傾向に当てはまる。この枠組みで理解する限り、文革とは毛沢東や林彪、四人組などに代表される「誤った路線」によって引き起こされたものであり、逆にいえば、劉少奇や周恩来に代表される「正しい路線」が実践される限り起こりえなかったということになる。だが、劉によれば、これらの論理とは、見かけは「正義」を説いているようでありながら、実際には専制主義政治の存続のために巧みな弁護を行なっているにすぎ

ない。

「中国の歴史上、秦代から現代にいたるまでの政治闘争は、すべて専制政権内部における権力と利益を争奪する角逐であった。こうした専制主義の内部闘争は、たとえどれほど非人間的なまでに残酷なものであろうと、いわゆる正義と邪悪、進歩と保守の是非の争いではなく、ましてや正しい路線と間違った路線との争いなどではない。それはただ最高権力を争奪する闘争にすぎず、中国の歴史上のたび重なる宮廷政変や農民蜂起と同じである。すなわち、『文革』の闘争はふたつの制度、ふたつの政体の中の闘争ではなく、同一制度、同一政体内部の権力争いである。中国歴代の統治者たちと同様に、共産党の指導者たちはこれまで一党専制の独裁体制を根本から改変しようとしたことはない。よって、厳密な意味でいうなら、これは政治闘争ではまったたくなく、人間と人間との相互排斥であり、なんのルールもない、『人間は人間に対して狼である』（ホップズ）という食い合いなのである。さらに踏み込んでいうなら、中国数千年の専制主義の内部の残酷な闘争でおびただしい量の血が流されて、人民の暮らしが乱されたにもかかわらず、こうした闘争にはなんの政治的な意義もなかった。莫大な犠牲の代わりに得られたものは、社会制度の改革ではなく、新たな独裁者の勝利であった」⁶¹⁾。

ここでいわれている「専制主義内部の残酷な闘争」とは、少数者によって分有されていた権力のバランスが一旦失われると、制約されない権力の累積傾向は意思決定の単一な独裁制的中心へと向わざるを得ないと論じた、ウィットフォーゲルによる全体主義的政治構造内部での権力闘争メカニズムに酷似している⁶²⁾。こうした専制主義の政治システムの中では、独裁者の周囲にいる「功臣」でさえ情け容赦なく排斥される運命にある。たとえば、毛沢東によって排除された劉少奇は、じつは毛沢東の独裁的な地位の確立に労をいと

わなかった人物であり、周恩来という「不倒翁（起き上がりこぼし）」は、政治的権謀に長け、毛沢東が反対分子を排除するのを助けた。たとえ周恩来が、古代の堯、舜、禹のような「開明君主」であったとしても、専制主義そのものを変えることはできなかつただけでなく、その死去に当たって全国の人民、知識人の流した涙は、この政治システムを変える必要はないという声を代表しているにすぎない。要するに、毛沢東が「文革」の唯一の罪人ではなかつたように、このシステムの内部においては、劉少奇、周恩来も「受難者」であり、けっして英雄などではないということなのである。

劉によれば、なぜ中国の知識人が「暗君」や「貪官」を否定するだけで、専制主義そのものに反対しないのかといえば、伝統文化の「道徳的人格主義」論が人々の間にしみ込んでいるからである。こうした人格主義の根底にあるのは、「身を修め、家を斉え、国を治め、天下を平らかにする」（『大学』）、「聖人の心は天地と同じであり、天下を一家のように、中国を一人のように視る」（『論語』）、といった儒教の伝統である。「中国の長期にわたる『人格』の伝統、明君を探し求める中国の知識人の夢が、なぜ数千年を経ても衰えないのかは、道徳的人格に対する信頼のためである。彼らは社会の政治変革がある権力者の道徳的人格に託し、制度そのものの改変に託さないのである。彼らは、道徳の高尚な君主は政治を安定させ、廉潔にし、歴史の進歩を推し進めるはずだと、信じているのである」⁶³⁾。だが、劉の見るところ、「身を修める」ことと「国を治める」、「天下を平らかにする」ことの間には何ら必然的な論理関係はない。むしろ、「道徳的な人格をもって制度に代えることのも最も致命的な弱点は、ある政権が没落に向かうときに、良識ある人士の批判がまさに道徳面の破綻を隠蔽してしまうところにある」のである⁶⁴⁾。

このように君主が「開明」であるか「暗愚」であるか、「廉潔」であるか、「腐敗」しているかといった基準では、専制主義の問題そのものは見えてこない。それゆえに、専制主義を根源的に批判し、それを覆す力とは、その専制主義のシステム内部から求めることは不可能である。しかし、ここで興味

深いのは、こうした専制主義に対する根源的な批判を展開する劉でさえ、専制主義の問題の根源が非人間的な「封建主義」にあるとし、その反対概念としてとらえられた「民主」の不徹底にあるとみていることであろう。「一党専制、個人独裁、一思想独尊の社会は、野蛮で非人間的な封建主義でしかない。それを否定する武器は、そのもの自体ではなく、専制主義と完全に対立する民主制である。すなわち人権、平等、自由、民主によって皇権、差別、専制を否定し、法治をもって『人治』に替え、私有経済と自由市場をもって公有制と計画経済に替えるのである」⁶⁵⁾。さしあたり、ここで注意しておきたいのは、劉が「人権、平等、自由、民主」といった政治的価値を基本的に等しく並列に扱いつつも、人治から法治への転換を最終的に担保するものが「自由」ではなく、「民主」であるとみていることである。

こうしたコンテクストでいえば、文革は専制主義における権力と利益の争奪とその腐敗を徹底的に暴露したという意味で、絶好のチャンスであったし、83年の「精神汚染批判」も、86年の「ブルジョア自由化反対」も、「開明的専制の神話」を粉碎してくれたという意味で、けっしてマイナスではなかった。だが、中国の知識人の多くは、いまもなお「暗君」と「貪官」に反対するだけで専制主義には反対せず、文革の中で全面的に否定されたものを単に全面的に肯定しているだけである。文革の発動そのものの目的とは、毛沢東の専制主義が権威と偶像を確立するためにあり、その問題の根源とは絶対的権威によって神格化され、これに反対してはならず、反対するものは反革命とされたことにある。文革において否定されたものとは、じつは反専制主義としての意味はなく、むしろ逆に毛沢東の権力闘争の意義、個人独裁を強固にする意義しかなかった。したがって、文革に対する批判とは、反専制主義から出発し、中国の古代から現代へと脈々と受け継がれてきた長期にわたる専制主義の「文化的基盤の否定」にこそあるべきなのである⁶⁶⁾。文革中に否定された伝統とは、毛沢東に対する崇拜と社会主義に対する信仰といったように、とりわけ西洋的価値を含む人類の歴史上残してきた伝統が「四旧」

(旧思想・旧文化・旧風俗・旧習慣)として全面的に否定されるという盲目的なものであったのに対して、本来の伝統批判とは、あくまでも反専制主義という基準で行なわれるべきであり、劉少奇の名誉回復にせよ、孔子に代表される伝統的儒教の弁護にせよ、文革批判そのものがそうした「盲目性」の単なる反復であってはならない⁶⁷⁾。たとえば、『第二種の忠誠』を提唱した劉賓雁は、彼を除籍した党に対してひたすら思いを寄せ、反右派闘争以来の「二度目の復権」を期待したが、こうした復権とは、劉の目には単に党＝国家が不幸な人々に恩恵を施し、「専制者の恩恵」を期待する当事者が復権された際にはそれをこの上ない榮譽とし、まるで自分が民族の英雄になったかのように思い込み、感激の涙にむせんでいるようにしか見えない⁶⁸⁾。なぜ他の自主的な手段で自分の復権を行なわず、「専制者の慈悲」によって「恩恵」が施され、「解放」してくれるのを待つしかないのかといえば、その決定権はすべて「専制者の掌中」にあるからである。「復権しても専制政体の性質を変えることはできず、かえってそれに箔をつけ、『開明』を大いに宣伝することになるのである⁶⁹⁾。こうした「忠誠」とは、かつてヘーゲルや魯迅が指摘したようないわば「主人と奴隸」の関係の基礎のうえに成り立っており、単に「専制主義への忠誠」を繰り返し、強化するだけにしかならない。「伝統文化が中国人にもたらしたひどい苦難は、中国人を伝統から離反させなかったばかりか、かえってそのたびに伝統に回帰させた。これは、専制主義がもたらした苦難がそのたびに新しい専制主義をうみだすだけであったように、一種の悪循環ではないのか。こうした悪循環が中国人を長期にわたって、政治においては専制主義の中に止まらせ、思想においては伝統文化の中に止まらせているのではないのか⁷⁰⁾。劉のみるところ、こうした悪循環に対して責任を持つべきなのが、一人一人の中国人であり、とりわけその文化的エリートである知識人なのである。

しかしながら劉は、東洋的専制主義を根源的に批判する論理がマルクスその人の言説の中にすでに存在しているにもかかわらず、恐らくそれが中国で

長くタブー扱いされてきたことによるものと思われるが、マルクスやウィットフォージェルなどによる「アジア的生産様式」をめぐる議論にはまったく触れないまま、「レーニンがプロレタリア独裁権力と政権党の独裁権力を強調したのは、まさしくマルクス主義の合理的発展なのである」とし、いわばマルクス主義とレーニン主義とを同一のカテゴリーで理解した上で、「東方に特有の重厚な専制主義の伝統およびおびただしい数の民衆の愚昧によって、マルクス主義の東方における勝利は必然的に専制主義の凱旋に帰着するのである」と断じている⁷¹⁾。しかも、この「マルクス主義」について劉は、「哲学的虚妄」、「本質論における一元的物質決定論と方法論における弁証法の独裁」であると決めつけ、「マルクス・レーニン主義」に対してではなく、「マルクス主義」そのものに対する批判へと向かっているのである⁷²⁾。とはいえ、こうした劉による一連のラディカルな「封建専制主義」批判とは、天安門事件前後に国外で執筆されたものであり、いうまでもなく中国国内での公表がかなうはずもなく、1989年3月から1991年9月にかけて香港の雑誌『争鳴』にて発表されたに過ぎないことに留意すべきであろう。

8. ポスト天安門事件時代と「アジア的」なものの再タブー化

天安門事件直後の89年7月、全国総工会は第11期第3回主席団会議を開いた。この会議で江沢民総書記は、全国の広範な労働者や工会が「動乱」を平定するのに大きく貢献したと賞賛しつつ、「党は工会に対する指導を強化し、かつ誠心誠意労働者階級に依拠し、四つの現代化と改革開放を推進しなければならない」と訴えた。総工会主席倪志福も「第13期四中全会の精神を貫徹し、よりよく工会の役割を発揮する」と題する報告を行ない、労働者の動員によって動乱を制する闘争に勝利し、増産節約、収入増加・支出節減、生産任務の達成などの必要性を強調するに至る⁷³⁾。また同会議は、「全国の労働者を動員し〈双増双節〉運動を掘り下げて展開することに関する決議」

を採択し、第13期四中全会を成功裏に召集できたことが、6月の「動乱阻止」、「反革命暴動平定」に決定的な勝利を取めたことの証であるとあからさまに誇示した。この決議は、「党と国家の運命に係る今回の深刻な政治闘争の過程で、中国の労働者階級は厳しい試練を受けたが、その偉大な力を顕示した」としつつ、「現在の深刻な経済情勢下で、全国各民族の労働者をさらに一歩進んで動員して、『双増双節』運動の展開を深化させ、経済崩壊を防止し、国民経済の持続的、安定的、協調的發展を保証しなければならない」として「動乱平定」と労働競争の動員が党=国家のイニシアティブによってもたらされたことを高らかに誇っている⁷⁴⁾。

このように、中共当局は天安門事件後、経済発展と政治的統制という二つの二律背反的両天秤の狭間にあって、当面は後者の選択肢をとることとなった。全国総工会も、同年7月に開かれた第11期第3回主席団会議では、天安門事件の際に出現した工自連を念頭に置きつつ、倪志福主席が「党の性格をもつ工会の存在を許すことは出来ない」と訴え、党=国家と同様、断固たる反対の姿勢を示した⁷⁵⁾。一方、党中央政治局は同7月28日、「中共中央の宣伝、思想工作を強化することに関する通知」に続き、8月28日には「中共中央党建を強化することについての通知」を公布し、企業党委が企業における政治的核心であり、企業での政治（思想）的活動や精神文明建設を指導し、労働者代表大会、工会、青年団などの大衆組織を指導しつつ、企業の意思決定過程に参加し、自らの意見と提案を提出することを求めた。さらに企業中層幹部の任免に関して、党委または工場長が候補者を選び、党委、管理責任者側が集団討議を行ない、工場長が任命するとした⁷⁶⁾。このように、それまで10年余りの時間をかけて築かれてきた社会的集団を媒介とする「民主的」企業管理システムは、天安門事件後3ヶ月も経ないうちにもろくも改革前の党=国家の指導による旧システムに立ち返ってしまったのである。また同年末には、党組も対口部も、企業内の党書記もすべて87年以前の状態に戻る事となり、それまでに解体されていた企業内の党組も、「趙紫陽

の誤った指導思想の影響」だとしてその回復が急速に求められ、ほどなく國務院各部でも党組が復活していった。

その後も、ポスト天安門事件の約2年間は、保守派主導の戒厳体制で進められていたものの、1991年春頃から再び改革開放政策を活発化させるための動きが目立ち始める。中でも、改革派の皇甫平は、この頃から社会主義市場経済の発展を資本主義と単純に同一化せず、改革の進化、開放の拡大を図るべきであるとする鄧小平理論に基づいたいわゆる「新猫論」を展開していた。これに対して保守派は、「ブルジョア自由化に反対していない」ことを理由に、皇甫平に対する厳しい批判に乗り出す。同年8月、ソ連でのクーデターの失敗（8月革命）が起きると、中共中央は「ソ連のクーデター失敗に対する秘密通達」を出したが、それは天安門事件を制圧した「八老」の視点から、クーデターの常識、最低限の必須事項を説くものであった⁷⁷⁾。だが、中国にとって「社会主義」の生誕から成長まで、その全般的拠りどころであったソ連が同年12月に崩壊したことは、中国共産党指導部の中枢に、天安門事件に勝るとも劣らない「体制崩壊の恐怖」ともいうべき大きな衝撃を与えたであろうことは想像に難くない。

こうした中、学術・思想界でも、保守派の権力基盤を根底から覆す潜在的可能性のある言説を国内で拡大しつつあったK. ウィットフォーゲルの「東洋の専制主義」論に対する激しい批判が始まった。その主著『東洋の専制主義（東方専制主義）』（徐式谷〔等〕訳、中国社会科学出版社）は、たまたま天安門事件直後の1989年9月に出版されていたが、この中国共産党史上前例を見ない歴史的弾圧事件をいかに理解すべきかという余りにも生々しすぎる現実政治の評価とも重なり合い、本書は知識人の間で広範囲に読まれ、大きな議論を巻き起こすこととなった⁷⁸⁾。このような状況の下で、「明らかな反動の政治意図のある書に対して、流行するに任せ、批判を加えないのは、明らかに正しいことではない」としつつ、すでに翌1990年には、一部の中国史研究者らがウィットフォーゲルに対する批判的な批評・論文を新聞や研

究誌などに続々と発表し始めていた⁷⁹⁾。

これらの主な論者らによって、1990年と1994年の二度にわたり、北京と上海でウィットフォーゲル問題についての討論会が開かれた。この討論会では、「その反動的政治的意図を暴くこと以外には、主に理論的かつ学術的に進められ、極力事実を列挙することに努め、道理が重んじられた」という⁸⁰⁾。やがてその研究成果は、李祖徳、陳啓能主編『ウィットフォーゲルの〈東洋的専制主義〉を批評する』（中国社会科学出版社、1997年）として公刊されることとなった。その意図が「学術的批判」に十分値しているのかどうかはともかくとして、それは徹頭徹尾、「反共産主義者」としてのウィットフォーゲルを批判し尽くすという、ポスト天安門事件時代を反映したきわめて政治性の高いものであった。

その全13章にわたる本論の基調をなす「総論」で、80年代初めの中国国内での「第2次アジア的生産様式論争」をリードした重鎮の一人である林甘泉は、ウィットフォーゲルの『東洋的専制主義』を、理論と学術的な著作としての面目を保ちながらも、実質的には「帝国主義的冷戦政策の産物」であるととらえた。林によれば、ウィットフォーゲルの「アジア社会」に対する研究はすでに1920年代にはじまり、『中国の経済と社会』（1931年）はその第一段階の重要な研究成果となった。この中で人間と自然との相互関係についての研究を成し遂げたウィットフォーゲルは、後に「水力社会」論へと至る最初の基礎を築いた。だが、たしかにマルクスは自然が社会に対して大きな役割を果たしていると指摘したものの、その「自然界を第一に置こうとする」ウィットフォーゲルの「理解」とは、単なる「曲解」に過ぎない⁸¹⁾。そしてその「曲解」は、「アジア的」世界において、その乾燥した自然環境が水に対する制御となって、大規模な国家によってコントロールされる灌漑のための公共工事を必要としたがゆえに、アジア的農業、政府、社会を独特な「アジア的社会」に特殊な歴史的地位をもたらしたとする「誤った社会—歴史認識」を築くこととなった⁸²⁾。その研究の第2段階は、1939年から1949

年にかけてであり、この時期に「アジア的」権力と搾取の条件が牧畜及び非水利農業といった異なる生産基盤の世界へ如何に転移したのかという問題が追究された。そこで問われたのが、ロシア社会における「アジア的復古」の問題であり、さらにこの視点をそのまま同じアジア的生産様式としての中国社会にも当て嵌められるのか否かという問題である。だが、林によれば、ロシアは歴史的にいても「水力社会」ではなく、したがってウィットフォーゲルはアジア的生産様式を非治水社会へと拡大し、その結果、「アジアの権力と搾取の条件がいかに異なる生産基盤の世界へ如何に転移したのかという問題」が、「ずさんにも『半アジア社会』的という概念を生み出したのだ」という⁸³⁾。「ソ連を『東洋的専制主義政府』の類型に収めるために、ウィットフォーゲルは治水社会の空間的限定をあっさり投げ捨てて、いわゆる『周辺の類型のアジア的社会』によってソ連の『アジア的復古』を解釈するのである。ただ、そうすることで、『水力社会(治水社会)』の理論は、事実上、本来の意義を失うのである⁸⁴⁾。また李祖徳(第3章)も同じように、「ウィットフォーゲル本人が定めた水力(治水)社会の基本原則を投げ捨てて、周辺地域では治水事業に依拠せずに、単なる『推測』に基づいて東洋的専制主義を成り立たせている」とし、その方法論的矛盾を厳しく追及した⁸⁵⁾。

林の見るところ、「スターリン主義が古いアジア的専制主義の復古である」ことの論証のためにウィットフォーゲルは、プレハーノフ、レーニン、スターリン、及びトロツキーによるロシアでの「アジア的復古」の可能性をめぐる多くの論述に言及している。だが、それはウィットフォーゲルが「人には告げることのできない政治的動機」を暴露しているに過ぎない。たしかに、1906年のロシア社会民主労働党ストックホルム大会でのレーニンとプレハーノフの論争の焦点は、土地の国有化を実施すべきか、それとも土地を地方自治局に委ねるべきかをめぐってであった。実際、プレハーノフが土地の国有化を「アジア的生産様式の復古」であると見なしたのに対して、レーニンはロシアにおける資本主義は十分に確立しているのであり、仮に「復古」が起

きるとしても、それは「資本主義の復古」であると考えていた。だがここで林は、ウィットフォーゲルの言葉に即しつつ、その論理を内側から理解しようという必要性をまったく感じていない。「ウィットフォーゲルは、この論争の本質を理解せずに、『ブレハーノフは少数のプロレタリアートを中心に、一種の独裁的政府綱領を打ち立てようとするレーニンの企図に反対した』などと述べた。事実、レーニンは、自らの土地綱領を提示するに際して、『農民にとって有利な条件の下で、土地を人民全体に手渡すために必ずや人民の選挙によって一切の管理を確保すべきであり、そのことに一つの例外もあってはならない』と明らかに述べている。どうして、レーニンの土地国有化綱領を専制主義の復古だ、などといえるのだろうか？」⁸⁶⁾。こう指弾するときの林は、後進資本主義から社会主義への移行に伴う前近代性の克服という社会主義建設をめぐる「本質的」問題を、土地所有の民主的国有化という「形式的」問題へと矮小化し、論理を大きくすり替えている。また張弓（第9章）も、「共産党の全体主義」を「アジア的復古によって説明しようとする」ウィットフォーゲルに対し、何ら説得力のある反論を示せないまま、「その根本的意図は中国共産党及び新中国に対する政治的偏見及び敵対的態度であるが、彼の中国古代国家の職能に対する曲解及び治水管理状況に対する虚構をもって、政治的攻撃のための歴史的根拠としていることは、またもや彼の中国史に対する無知を暴露するものである」と激しく非難している⁸⁷⁾。林によれば、このようにウィットフォーゲルは、『東洋的専制主義』の巨大な貢献が「アジア的復古の思想的新発見」にあると称し、その政治的目的を余すところなく曝け出しているのだという。だが林にせよ、張にせよ、「アジア的復古」をめぐる理論と実際との関連で決して避けて通れない毛沢東による土地の国有化、及び農業政策の失敗や、文革、天安門事件の悲劇、また鄧小平や趙紫陽ですらその存在を認めている「封建（＝アジア）的専制主義」の社会的、歴史的伝統については、本書では一切触れていない。

林の見るところ、ウィットフォーゲルが中国史の実際との関係で行なった

水力社会理論をめぐる「解釈」とは、その多くが「牽強付会」以外の何ものでもなく、彼の意のままに「変造」されたものにすぎない。それは以下の2点に問題が集約される。その第1が、中国古代専制主義と水利灌漑工事との関係についてである。ウィットフォーゲルは、史学界でも意見が分かれているにもかかわらず、秦代以前及び秦代以降の専制政体に区別をつけず、「水力社会（治水社会）」と名づけている。また彼は、ヨーロッパ諸国の農業が天水灌漑に依存しているのに対して、中国やその他アジアの大多数の国々では、水利工事による灌漑に依存しており、その灌漑工事が東洋的専制主義を決定しているのだとしている。だが、東西を問わず、天水灌漑依存型農業か水利灌漑型農業かを区別するのは困難であり、たとえば中国でも天水灌漑があれば、水利灌漑もあり、また時代によっても灌漑の条件が異なっており、一つの国だけでも一概に論じることは不可能なのに、ウィットフォーゲルはそうした区別をまったく見ていない。このように問題の本質を一般化し、同じ問題がアジアに限らず世界の各地、各時代に普遍的に見られるとする林による批判は、本書の他の章でも他の論者によって何度も繰り返し行なわれている。たしかにこうした批判は、ウィットフォーゲルの実証研究の細部における詰め甘さを指摘するものとして、多かれ少なかれ妥当なものかもしれない。だが、L. R. サリバンが指摘したように、こうしたマルクスの「科学的パラダイム」が他の社会にも普遍的に適用可能であるとする立場から行なわれるウィットフォーゲル批判とは、明らかに中国社会を「封建的」と規定し、アジアの生産様式論を根本的に否認したスターリンの理論を反映するものである⁸⁸⁾。

そしてその第2が、中国古代の階級構造とその所有制との関係についてである。ウィットフォーゲルは複雑水力社会の所有形態について言及した際、所有関係そのものは統治階級による国家権力の独占に対して大きな意味を持ちえないと考えた理由として、統治階級を構成するのが「私有者」でなく、政権と経済をコントロールする「官僚」であったという事実を挙げている。

これに対して林は、「中国の伝統社会には官民の対立があるだけで、私有財産の基礎の上での階級分化がないことは、ウィットフォーゲルの新発見でなく、すでに経済的に誤りであると証明された一つの陳腐な観点である」とする⁸⁹⁾。「中国封建社会の仕官制度と科挙制度には、出身が貧しく卑しい士人ですら統治階級に登りつめる道が開かれているが、地主階級が官僚になる機会は農民よりもはるかに多いことは否定できない事実である」。このことから分かるように、官吏とはけっして「独立した階級」ではなく、仮に「統治階級の一部として基本的には経済上、支配的地位を占める階級の統治道具」であるとしても、単に統治機構の一部として機能するだけではなく、「統治階級と非統治階級との間の関係や、また統治階級内部の様々な利益集団間の関係を調整するという職能を履行している」のであり、ウィットフォーゲルのように「一面的な」解釈はできない⁹⁰⁾。馬克啓（第6章）によれば、このように彼が所有関係と権力との関係を正しく理解できないのは、「国家と階級の観念がわれわれのそれとは異なっており、階級と国家との関係という問題について議論するつもりがなく、前資本主義社会における王権と貴族との関係を議論しているだけだからだ」という⁹¹⁾。

こうした学術・思想界でのウィットフォーゲルの東洋的専制主義に対する一方的な批判にみられるように、既述のような現実政治における民主化プロセスの大きな後退は、「アジア的」なものをめぐる議論を再度タブーすることにならざるを得なかった。ほどなくして、中国国内の書店から一斉に消えたウィットフォーゲルの主著『東洋的専制主義（東方専制主義）』は、今日に至るまで復刊されておらず、その「東洋的社会論」が学術的に議論されることももはやなくなった。この書が禁書として扱われたこと自体、現代の中国が秦の「焚書坑儒」以来の、皇帝による権力統治システムと同様の状況下にあることを示唆するものである。だが、既述の『河殤』をはじめ、これまでの中国の出版界での様々なケースが示すように、そもそも禁書とは、何がしかの否定しがたい「真実」を含んでいるものの、その言説が現実社会に広

範囲に広がった際には、收拾のつかない社会的混乱をもたらす可能性が高いと当局に見なされた書物であることを意味している。逆にいえば、このウィットフォーゲルの主著とは、中国でそれだけ巨大な潜在的影響力を持ちえたということでもある。実際、サリバンによれば、少なくとも80年代の前半までは、中国国内における伝統的専制主義の分析のために、多くの歴史学研究者がウィットフォーゲルの研究に固執していたのだという⁹²⁾。

おわりに

これまで見てきたように、ウィットフォーゲルは「アジア的」国家における臣民の労働や財産の上に聳え立つ上部構造の頂点に君臨した専制君主こそが水力的、共同的労働の實際上、あるいは見かけ上の「調整役」になるとした上で、他方個々の土地所有農民を共同体の長の所有物、奴隷とみなし、そこに「東洋における総体的奴隷制」を見出していた。実際、おびたしい数の市民が50年代に揚子江の堤防作りに駆り出されたように、現代中国における強制労働の名残りは、マルクスによる東洋的専制主義論の社会的側面が依拠する「総体的奴隷制」の存在を裏付けるものである。このように、ウィットフォーゲルの見るところ、灌漑工事などにおける強制労働の残存は、治水をめぐる労働力の組織化のために行使された強大な権力を基礎とする国家の政体としての「東洋的専制主義」と、その社会的側面としての「総体的奴隷制」が依然として存在していることを裏付けている。また、毛沢東が「新民主主義論」の中で中国の地主を「封建的」と呼んだことは、レーニン、スターリンの伝統をそのまま引き継いだものであり、「プロレタリアートの独裁」にしても延安期にスターリンの著作から学んだように、ソ連の様々なアパラチキ（機構）をそのまま導入したものであり、それは中国にもロシアにも、同じ「アジア的」土台がすでに備わっていたからこそ容易に実現できたことであった。さらに、スターリンや毛沢東による土地の国有化政策の断行とそ

の失敗とは、「アジアの復古」をもたらすと警告したブレハーノフの反対を押し切ってレーニンが決定したことをそのまま実行し、実際に失敗したということの意味するに過ぎない。また文革の中で動員された数え切れない大衆や紅衛兵の存在、林彪の急速な昇格も、すべて毛沢東の独裁体制の下で起きたことであって、ここではその独裁者としての政治的役割を理解すれば、林彪路線が単なる毛沢東路線の別名であることをすぐに理解できるのである。このようにウィットフォージェルは、前近代的非合理性の噴出としての「アジア的復古」が、ロシアだけでなく、中国についてもそのまま適用可能であると考えていたことが分かる。

毛沢東体制の終焉という歴史的転換点で開催された中国共産党第11期三中全会（1978年12月）では、文化大革命が全面的に否定され、毛沢東の個人崇拜やその独裁的政治手法によってもたらされた「党の一元的指導」の数々の弊害が指摘され、党・政府・企業指導の不分離現象の改善、管理体制の機能化・効率化の必要性が提唱された。さらに中国共産党政治局拡大会議（80年8月）では、鄧小平の「党と国家の指導制度の改革」の採択によって、党＝国家への過度の権力集中、党務と政務の混同、幹部の家父長的体質と終身制、官僚主義、政治生活における前近代的遺制の残存などが指摘され、権力の下放、兼職の回避、幹部制度の改革、法制度の充実を中心とした民主化などが提案されることとなった。ここでウィットフォージェルが「中国とロシア」にとっての主要な課題として取り上げた「アジア的」なものとの関連で重要なのは、最高実力者である鄧小平が過去における東洋的専制主義の存在そのものを公式に認め、それが文革という悲劇を招いた根本原因の一つであったと見なし、それを如何に克服するかという現実的政治課題を提出したことであろう。また趙紫陽も第13回党大会（1987年10月）で、中国社会主義の現在を「社会主義初級段階」と位置づけ、資本主義発展の遅れた後進国として社会主義に突入したことによる歴史的、社会的課題をはじめ提起していたのである。ここでも趙紫陽は、鄧小平と同じように、文化大革命という悲劇

をもたらし、民主主義の健全な発展を妨げてきた根本原因の一つとして「封建(すなわち「アジア的」)専制主義」という歴史的、社会的伝統を取り上げていた。しかも彼は、それを「社会主義初級段階」論という名のブルジョア民主主義革命論に結びつけつつ、長期的視野での「アジア的」遺制の克服を企図していた。このように、鄧小平によって提起された歴史的課題をそのまま引き継いだ趙紫陽は、その具体策として「過度の権力集中」を回避するための社会的諸制度づくりに乗り出し、「党政分離」、行政機関における党機構(対口部)や党組の撤廃、「工場長単独責任制」への切り替え、末端民主(村民自治と住民自治)の推進、情報公開の推進および対話制度の整備など、大胆な政治体制改革に着手したのである。

だが、それまで10年余りの時間をかけて築かれてきた社会諸集団を媒介とする「民主的」企業管理システムや政府機関の政府・企業内の党組の廃止も、天安門事件後まもなく、改革前の党=国家の指導による旧システムに立ち返ってしまった。また思想・学术界でも、ウィットフォージェルに対する「東洋的専制主義批判」にみられるように、現実政治の大きな後退を背景にして、「アジア的」なものの克服をめぐる前向きな議論は再度タブー化されることとならざるを得なかった。これらは皆、いわば「大動乱が組織攪乱力を消滅する」ことで「王朝の修復」を可能にし、「芽生えたばかりの萌芽を摘みとって、社会を従来旧構造へ引きもどした」(金観濤・劉青峰)ことを意味している⁹³⁾。つまり、システムの内的要因の成長にともない各要素の平衡が一気に破壊され、成長前の最初の段階に戻るものの、長い目で見ると同じプロセスが繰り返され、全体として安定するという伝統的中国社会の現実がここでも反復されたのである。もちろんここで、事態が成長前の最初の段階に戻るとはいえ、なにも「解放」前の旧社会に戻るわけでもなければ、毛沢東のような個人崇拜の時代に戻るわけでもなく、実際の政治社会的、及び経済的諸制度の発展は不可逆なものとして進行しているのであって、超安定システムの再現とはそうした進歩自体を否定するものではない。ここでは

民主化のプロセスを通し、市場経済システムが中国社会に深く浸透していく中で、「アジア的」なものをめぐる前近代的非合理性は、いわば「資本の文明化作用」（マルクス）によって、常に文化的深層レベルにおいても内側から突き崩されているのである。

鄧小平、趙紫陽による「封建専制主義」の問題提起にせよ、『河殤』による「大一統」の問題にせよ、文革という悲劇をもたらした歴史的、社会的な背景としてマルクスやウィットフォーゲルの「アジア的」なものを問題にしていたという点では、いずれの場合も共通していた。しかも、彼らの言説にほとんど言及することなく、その問題提起を実質的に引き受けながら、再度「アジア的」なものをめぐる議論を封じ込めてしまったという点でも、これらは皆共通している。だが、やがて1989年の天安門事件に際して、専制主義を批判していた鄧小平自らが「専制君主」に、つまり「ミイラ取りがミイラに」になってしまったというこの皮肉な歴史的事実が、「アジア的」なものをめぐるポスト天安門事件時代の政治状況をさらに複雑なものにせざるを得なかった。なぜなら、「文革を否定している『主流』こそが、文革をもたらした専制政治を擁護し、その『人治』の伝統を擁護している人々である」とした劉曉波の言葉の真実味が、まさに鄧小平のケースで象徴的に裏付けられてしまったからである。こうした文革や天安門事件を表面的には否定しつつ、なおも専制政治を肯定する立場は、伝統社会から現代社会への過渡期にある中国の発展には「民主と自由」を制限してでも権力の集中した権威ある「開明専制」政治が必要であるとするいわゆる新権威主義論、あるいは一種の「開発独裁論」として、恐らく今日の中国でも潜在的に有力であるに違いない。

たしかに、劉が指摘したように、伝統文化が中国人にもたらした大きな苦難は中国人を伝統から離反させなかったばかりか、かえってそのたびに伝統に回帰させてきた。ウィットフォーゲルによる深い洞察が示唆するように、政治局（ポリトビューロー）という寡頭制内部において少数の長老たちが分

有していた権力のバランスが一旦失われると、制約されない権力の累積傾向は一挙に独裁制的中心へと向かい、結局、鄧小平その人こそが「唯一の所有者」(マルクス) だったことを白日の下に曝してしまったのである。それゆえに、専制主義によってもたらされた苦難がそのたびに新しい専制主義をうみだし、この「悪循環」が中国人を長期にわたって止まらせているのではないのかとした劉の指摘は、ウィットフォーゲルの言説に市民権が与えられていない今日の中国において、いまだに正当なものであるという他はない。

だが、劉がマルクス主義とレーニン主義とを同一のカテゴリーで理解した上で、マルクス主義そのものを批判したことは、劉の場合とはまったく逆に「マルクス=レーニン主義」を擁護したとはいえ、「アジア的」なものをめぐるマルクスやウィットフォーゲルの言説を拒否している点において、林甘泉らがウィットフォーゲルを「反動=反共」として扱い、その言説を全面的に否定したときの手法にすら通底している。東洋的専制主義を根源的に批判する論理がウィットフォーゲル以前にマルクスその人の言説の中にすでに存在しているにもかかわらず、「社会主義」中国でそのことの認知が繰り返し拒否され、執拗なまでにタブー扱いされるのはいったい何故なのか？ それはいうまでもなく、アジア的生産様式論が単に中国共産党の「正統史」の抜本の見直し、再解釈を迫るだけでなく、中国という「現存する社会主義」国家の依拠する支配の正当性そのものを根底から揺るがしかねない、きわめて危険なものだからである。

このように、「正統派」マルクス主義は、マルクスの「アジア的」なものをめぐる言説を封じ込めた「マルクス=レーニン主義」に対する批判を「反動=反共」と見なすことによって、「本来の」マルクス主義の受け入れを頑なに拒否し、マルクスその人が厳しく批判していた「東洋的専制主義」を「マルクス主義」の名の下で正当化してしまったのである。この理論と実際との倒錯した「ネジレ現象」は、じつはスターリンが前近代的な「アジア」と近代的な「封建」とを形式的に等価に扱い、実質的に両者をすり替えて定

式化したときからはじまっている。そしてそれは、中国を中心とする「現存する社会主義」内部にとどまらず、それを事実上支えている世界の、そしてとりわけ日本の「進歩的、良心的」知識人たちの言説の中で、絶えず再生産、かつ共有され続けてきたのである⁹⁰。だが、マルクスの「アジア的」なものを「反共＝反マルクス主義」という言説によって封じることは、結局はその前近代的非合理性を温存させ、いつかまたその「反動」としてそれらの再生を反復するだけなのではないのか？

このように見てくると、「封建専制主義」に対してかくもラディカルな批判を展開した劉でさえ、実はスターリンと同じように「アジア的」なものの問題性を直視しようとせず、「封建的」なものを無批判に扱った結果、その問題の根源が非人間的な「封建主義」にあるとし、かつその反対概念としてとらえられる「民主」の陥穽に完全に批判の眼を奪われていたことが分かる。ここで劉は、「人権、平等、自由、民主」といった政治的カテゴリーを基本的に等価として扱いつつも、人治から法治への転換を最終的に担保するものが「自由」ではなく、「民主」であるとみているのである。だが、かつて張君勱 (Carsun Chang) が指摘したように、中国における民主主義とは、その言葉の意味合いは余りにも多岐にわたり、「独裁を支持する者なのか、それともその反対者なのか、人民主権の友なのか、それともその敵なのか」がはっきりと区別されないことに細心の注意を払うべきであろう⁹¹。中国社会主義における「民主主義」の概念がこのように両義性を帯びざるを得ないのは、中国語の「人民民主主義專政」(プロレタリアートの独裁) という言葉の中で、必ずしもデモクラシーとは矛盾しない独裁 (Dictatorship) とデモクラシーとはけっして両立しない専制 (Autocracy) との二つの概念が混同されていることに根本的な原因がある⁹²。民主化運動のもう一人の旗手である嚴家其も、中国の「民主」とは人民を恐れた専制的統治階級が自らの専制統治を擁護するために「与えた」ものであり、こうした「民主」を実行する「開明専制」とはもともと封建的意識を構成する一部であるに過ぎないと

指摘している⁹⁷⁾。それはウィットフォーゲルの言葉でいえば、人々が権力との闘いの中で勝ち取ったものでなく、専制的支配者から「恩恵」として与えられた「乞食の民主主義」(Beggars' Democracy)であることを意味している。こうしたコンテキストでいえば、断固たる反専制の立場が依拠すべき政治的価値が、仮に「自由」であっても「民主」ではないにもかかわらず、劉は専制主義を容易に正当化し得る「民主」の論理に批判の根源的拠りどころを求めてしまったのだといえる。だが、まさにウィットフォーゲルが『東洋的専制主義』の末尾で強調したように、「結局、全体主義的敵との闘いで犠牲を甘受し、予想されるリスクを賭ける意志は、二つの単純な争点——隷属制と自由——の正しい評価にかかっているのである」⁹⁸⁾。

《注》

- 1) Karl August Wittfogel, *Oriental Despotism: A Comparative Study of Total Power*, (以下ODと略記) New Haven: Yale University Press, 1957, pp.375-376. 湯浅尠男訳『オリエンタル・デスポティズム』(新評論, 1991年), 472頁。マルクスのロシア観をめぐる最近の研究としては、的場昭弘編『マルクスから見たロシア, ロシアから見たマルクス』(五月書房, 2007年)を参照。
- 2) *Ibid.*, p.377. 同473頁。
- 3) *Ibid.*, p.393. 同492頁。なお、ロシアにおける資本主義論争とプレハーノフとの関係については、田中真晴『ロシア経済思想史の研究』(ミネルヴァ書房, 1969年)を参照。
- 4) *OD*, p.378. 前掲『オリエンタル・デスポティズム』, 474-475頁。
- 5) *Ibid.*, p.394. 同492頁。
- 6) *Ibid.*, pp.402-403. 同501-502頁。こうしたスターリンによる定式化とは反対に、「封建」的なものを市民社会や法治国家、市場経済が形成されるための重要な近代的前提条件と見なし、皇帝が絶対権力を有する専制国家は存在したものの、本来のマルクス(あるいはウェーバー)的な意味での「封建制」を経験しなかった現代のロシア社会の問題を指摘する研究としては、袴田茂樹『プーチンのロシア法独裁への道』(NTT出版, 2000年)を参照。
- 7) *OD*, p.538. 同429頁。
- 8) *Ibid.*, p.410. 同508頁。
- 9) Karl August Wittfogel, "The Influence of Leninism-Stalinism on China," *The Annals of the American Academy of Political and Social Science*, Vol.

- 277, September 1951, p. 24.
- 10) *Ibid.*, p. 28.
 - 11) *Ibid.*, pp. 30-34.
 - 12) 中国における第一次アジアの生産様式論争とその背景、及び新中国に与えた意味合いについては、Karl August Wittfogel, "The Marxist View of China (Part I and II)," *The China Quarterly*, Vol. 11, July-September 1962 and Vol. 12, October-December 1962. 及び福本勝清「中国におけるアジアの生産様式論争の復活」、『アジア経済旬報』, 1982年8月を参照。
 - 13) Karl August Wittfogel, *Mao Tsu-tung, Liberator or Destroyer of the Chinese Peasants?*, Freetrade Union Committee, American Federation of Labor, New York: April 1955 (Karl August Wittfogel Papers, Box 74, Folder 18, Hoover Institution, Stanford University), p. 16.
 - 14) *Ibid.*, p. 15.
 - 15) Karl August Wittfogel, *A Handbook on China*, 2 volumes, Far Eastern and Russian Institute (Seattle: University of Washington, 1956), printed by the Human Relations Area Files, Inc. (New Haven). G. L. ウルメン (亀井兎夢 監訳)『評伝ウィットフォーゲル』(新評論, 1995年), 471-472頁。
 - 16) Karl August Wittfogel, "Forced Labor in Communist China," *Problems of Communism*, July-August 1956, p. 34.
 - 17) Karl August Wittfogel, *A Handbook on China*, pp. 814-815. 前掲『評伝ウィットフォーゲル』, 472頁。
 - 18) Karl August Wittfogel, "Forced Labor in Communist China," *op. cit.*, p. 40.
 - 19) Karl August Wittfogel, "Agrarian Problems and the Moscow-Peking Axis," *Slavic Review*, Vol. 21, No. 4, December 1962, p. 690.
 - 20) *Ibid.*, pp. 687-688.
 - 21) Karl August Wittfogel, "The Red Guards and the 'Lin Piao Line'," *AFL-CIO Free Trade Union News*, January/February 1967 (Karl August Wittfogel Papers, Box 98, Folder 6, Hoover Institution, Stanford University). 筆者が確認する限り、ウィットフォーゲルの現代中国に対する分析は、この文革初期についての論考に見られるものが最後である。
 - 22) *Ibid.*
 - 23) *OD*, p. 107 and p. 338. 前掲『オリエンタル・デスポティズム』, 145頁及び419-420頁。
 - 24) Karl August Wittfogel, *The Chinese Revolution re-evaluated* (undated), p. 27, (Karl August Wittfogel Papers, Box 98, Folder 6, Hoover Institution, Stanford University).
 - 25) 「中国共産党第十一届中央委員会第三次全体会議公報」, 中共中央文献研究室編

- 『三中全会以来——重要文献選編』上 (人民出版社, 1982年), 7頁。
- 26) 魏京生「人權・平等与民主」, 『探索』, 1979年3月。
- 27) 天児慧『中国改革最前線』(岩波書店, 1988年), 97頁。
- 28) 中共中央文献編纂委員會編『鄧小平文選 (一九七五—一九八二年)』(人民出版社, 1983年), 288-289頁。
- 29) 同 296頁。
- 30) この中華全国総工会党組拡大大会議については, 拙書『中国社会主义国家と労働組合——「中国型」協商体制の形成過程』(御茶の水書房, 2007年), 第1章を参照。
- 31) 廖蓋隆「中共『庚申改革』方案」, 『七十年代』, 1981年第3号, 38-49頁。この庚申改革は, 中国国内ではまず『党史研究』(1980年6期)に掲載され, その後『中共党史研究論文選』下冊(湖南人民出版社, 1984年)に収められた。ただし廖蓋隆自身は83年, この「庚申改革」に関連し, 80年の段階で二院制を主張したこと, また党委員会の指導によらない工場長単独責任制を主張したことを誤りであったと自己批判している(「廖蓋隆同志的報告」, 『工運史研究資料(一)』, 総25期, 1983年10月30日, 15頁)。
- 32) この周辺の事情については, 前掲福本論文を参照。ちなみに, ウィットフォーゲルはこの討論会の存在を認識している。このうち, 『中国史研究』(1981年第3期)に発表された呉大琨論文を読み, 計8ページの手書きによる断片的なノートを遺している。そのノートが, スタンフォード大学フーバー研究所, 「K. A. ウィットフォーゲルペーパー」(Box 102, Folder 19: Comments on Wu Da-kun, “The Asiatic Mode of Production in History as Viewed from General Political Economy,” 1981. Holograph)に保管されているものの, 残念ながら, 判読が困難である。
- 33) この周辺の事情については, 小島朋之『変わりゆく中国の政治社会』(芦書房, 1988年), 第二章「改革・保守の激突」を参照。
- 34) 鄧小平『建設中国特色的社会主义』(人民出版社, 1987年), 152頁。
- 35) 羅幹「進行堅持四項基本原則的教育開展增産節約, 增收節支運動」, 全国総工会弁工室編『中国工会十大以来重要文献選編』(光明日報出版社, 1988年), 430頁。
- 36) 中共中央文献研究室編『十三大以来——重要文献選編』上巻(人民出版社, 1991年), 37頁。だが, 筆者の冯同慶中国労働関係学院長とのインタビュー(2005年4月)によれば, 工会の組織機構の中で党組の廃止が実際に行われたケースはないという。
- 37) 鄧小平時代の政治をJ. リンスの権威主義体制とともに「制度的多元主義」としてとらえる論考としては, 毛里和子『現代中国政治』(名古屋大学出版会, 2004年), 第7章「トップリーダーと政治体制——毛沢東と鄧小平」を参照。

- 38) 前掲『十三大以来 — 重要文献選編』, 9-10 頁。
- 39) *OD*, p. 372, 前掲『オリエンタル・デスポティズム』, 467 頁。
- 40) 前掲『十三大以来 — 重要文献選編』, 14 頁。
- 41) 蘇曉康, 王魯湘 (辻康吾・橋本南都子訳)『河殤』(弘文堂, 1989 年), 154 頁。
- 42) 同, 27 頁。
- 43) 同, 28 頁。
- 44) 同, 31 頁。
- 45) 金観濤・劉青峰 (若林正文・村田雄二郎訳)『中国社会の超安定システム — 「大一統」のメカニズム』(研文出版, 1987 年), 32 頁。ちなみに, これは『隆盛与危機』の簡約本 (『在歴史的表象背後 — 对中国封建社会超穩結構的探索』, 四川人民出版社, 1983 年) の翻訳である。
- 46) 前掲『河殤』, 84 頁。
- 47) 同, 85 頁。
- 48) 同, 88-89 頁。
- 49) Andrew G. Walder, Gong Xiaoxia, *Workers in the Tiananmen Protests: The Politics of the Beijing Workers' Autonomous Federation*, *The Australian Journal of Chinese Affairs*, No. 29, January 1993, pp. 17-18. A. ウォルターによる当該情報は, 「北京市工人自治会の公報」(5 月 20 日及び 21 日) に基づく。
- 50) たとえば陳雲は 1989 年 4 月下旬, 鄧小平へ書簡を送り, 「学生運動を鎮圧するために断固たる行動をとらなければなりません。さもなければ, 運動は単に拡大するのみであり, もし労働者がこれに参加すれば, その結果はわれわれの想像のできないものになるでしょう」と大きな危惧を表明している (*South China Morning Post*, May 4, 1989, cited in Jeanne L. Wilson, “〈The Polish Lesson〉: China and Poland 1980-1990,” *Studies in Comparative Communism*, Vol. XXIII, nos. 3/4, Autumn/Winter 1990, p. 273)。しかも, 工自連の設立以来, 自主労組は 1989 年 5-6 月にかけて, 北京をはじめ, 上海, 長沙, 杭州, 合肥, フフホト, 済南, 南昌, 蘭州, 南京, 西安, 鄭州の各市でもその設立が続々と報告されていたという意味で, 当時の党=国家にとっての「体制の危機感」とは想像するに余りあるというべきである。なお, 天安門事件前後の工自連の動きとその臨時章程については, アムネスティ・インターナショナル&アジア・ウォッチ (矢吹晋・福本勝清訳)『中国における人権侵害 — 天安門事件以後の情況』(蒼蒼社, 1991 年), 126-129 頁を参照。
- 51) Andrew G. Walder, Gong Xiaoxia, *op. cit.*, pp. 10-11.
- 52) *Ibid.*, pp. 13-14.
- 53) 当代中国叢書編集委員会編『当代中国工人階級和工会運動』上巻 (当代中国出版社, 1997 年), 540 頁。
- 54) Andrew G. Walder, Gong Xiaoxia, *op. cit.*, p. 9.

- 55) *Ibid.*, p. 15.
- 56) こうした天安門事件に至る「危機の政策決定」については、毛里和子『現代中国政治』(名古屋大学出版会, 2004年), 204-207頁を参照。
- 57) 「例外状況」におかれた独裁及び専制 (Dictatorship, Autocracy, Despotism) の持つ政治理論的意味合いについては、拙稿「東洋の専制主義の位相 — K・ウィットフォーゲルの場合」, 『政治思想研究』(2004年5月, 第4号)を参照。
- 58) *OD*, p. 107.
- 59) 張良編, A. J. ネイサン, P. リンク監訳 (山田耕介, 高岡正展訳)『天安門文書』(文藝春秋, 2001年), 25頁。
- 60) Lawrence R. Sullivan, "The Controversy over 'Fuedal Despotism': Politics and Historiography in China, 1978-82," *The Australian Journal of Chinese Affairs*, No. 23, January 1990, pp. 3-4.
- 61) 劉曉波 (野澤俊敬訳)『現代中国知識人批判』(徳間書店, 1992年), 10頁。
- 62) 社会 (=共産)主義政体という権力構造の頂点に聳え立つ政治局 (ポリティビューロー) という名の「寡頭制」内部における権力バランスの「均衡と破壊」のメカニズムについては、同上拙稿, 及び北朝鮮の金日成体制における全体主義的政治構造の成立過程を分析した拙稿, 「K・ウィットフォーゲルと北朝鮮問題についての試論 (上・下)」, 『情況』(2004年10月及び11月号)を参照。
- 63) 前掲『現代中国知識人批判』, 29頁。
- 64) 同, 14頁。
- 65) 同, 12頁。
- 66) 同 14-15頁。
- 67) 同 14頁。
- 68) 劉賓雁によれば, 「第1種の忠誠」とは, ただ盲目的服従して信じるだけの, 何の独立した思考のない「愚忠」を指すが, 「第2の忠誠」とは「どこまでも主人に忠を尽くすが, 主人の誤りに対しては直言し, 主人の機嫌を損ねることを恐れない」立場をいう (同, 40-41頁参照)。
- 69) 同 39-40頁。
- 70) 同 17頁。
- 71) 同 229頁。
- 72) 同。
- 73) 『工人日報』, 1989年7月29日。
- 74) 同, 及び〈中国工会重要文件選編〉編輯組編『中国工会重要文件選編』, 機械工業出版社, 1990年, 422頁。
- 75) 『人民日報』, 1989年7月26日。
- 76) 『人民日報』, 1989年8月9日。
- 77) この周辺の事情については, 矢吹晋「中国の政治状況 — 1991年」, 『海外事

情』, 1991年11月を参照。

- 78) 「経済地球儀」, 『朝日新聞』(1990年5月30日)を参照。ちなみにこの頃, 中国大陸を中心に, 台湾, 香港を含む中国語圏では, 魯凡之『東方専制主義——亜細亜生産模式研究』(南方叢書出版社, 1987年), 劉澤華, 汪茂和, 王蘭仲『専制権力与中国社会』(天津古籍出版社, 1988年), 謝天佑『専制主義統治下の臣民心理』(吉林文史出版社, 1990年), 熊月之『向専制主義告別』(中華書局, 1990年)など, 中国の専制主義についての著作が相次いで出版されている。だが, 台湾で出版された魯凡之のもの以外は, 秦漢帝国以降, 民国期までの伝統(封建)的専制主義について言及しているだけで, アジア的生產様式論や土地所有形態論など, 現代中国と密接に関連する東洋的専制主義の問題については一切触れていない。
- 79) 李祖徳, 陳啓能主編『評魏特夫的〈東方専制主義〉』(中国社会科学出版社, 1997年), 4頁。
- 80) 同。
- 81) 同, 5頁。
- 82) 同5-6頁。
- 83) 同7頁。
- 84) 同。
- 85) 同47-49頁。実際, この批判の論拠とは, ウィットフォーゲルの東洋的専制主義論を批判する際に, これまでもしばしば使われてきた。それは水力社会を「中心」地域とした場合の「周辺」諸地域に対する取り扱い, すなわち「発生」(genesis)と「伝播」(spread)という矛盾に関するものである。ウィットフォーゲルによれば, ロシアに本来存在していなかった水力社会システムは13世紀, モンゴルによるロシア侵略(タタールの軛)を契機にして中国からロシアに伝播し, 一旦その政治・社会秩序が導入されると, それ以後ロシアではそれに基づいて自らの専制システム(ツァーリズム)が築かれていった(OD, p.161, 邦訳182頁以下参照。なお, A. トインビーはまさにこの点を「証拠のない, たいへんこじつけだ」と批判している。Cf. Arnold Toynbee, Wittfogel's "Oriental Despotism," *American Political Review*, No. 52, 1958)。このロシア的専制システムが, のちにスターリニズムに象徴されるような全体主義的展開を見ることになるのはいうまでもない。だがここには, 二つの異なった学的水準, すなわち自然的基礎に一般理論の根拠を置く説明と, 一つの文明が他の周辺文明に対して文化的な影響を及ぼしようとする文明論的な説明とが, 一つの学説体系の中で取り扱われるという深刻な矛盾を孕んでいる。その意味では, B. オーレアリが批判するように, 自然的基礎と東洋的専制主義との因果関係をめぐるウィットフォーゲルの議論は, 仮に非決定論であるという本人の弁明を差し引いたとしても, 「せいぜい, 誤った歴史的データに基づいた見せかけの相互関係(spurious

correlations) であるか、最悪の場合には、これらのデータの選択的利用による産物にすぎない」(Brendan O'Leary, *The Asiatic Mode of Production: Oriental Despotism, Historical Materialism and Indian History*, Oxford: Basil Blackwell, 1989, p. 252) といえるかもしれない。あるいは、この矛盾こそが水力社会や水力農業を基礎にしなくても専制的なシステムは成り立ちうるという立論を可能にしているのだとすれば、逆に非水力的な地域において、なぜ水力社会からの影響なしで専制的システムの発達が不可能なのかを説明できないことになり、水力社会から非水力社会への「影響」という議論も論理的には無価値になってしまうともいえる (Barry Hindess and Paul Q. Hirst, *Pre-Capitalist Modes of Production*, London: Routledge & Kegan Paul, 1975, p. 217)。しかしながら、中島健一の指摘するように、ウィットフォーゲルの水力社会論にせよ、東洋的専制主義論にせよ、それは「新しく、研究史上の若い作業仮説」であり、かつ灌漑農法が「発展の歴史的=地理的条件・諸因子の組合わせが地域的にさまざまである」ことを鑑みれば、一般理論とは矛盾する具体例の「特殊性」を明らかにすることによって「鬼の首でも取ったように」批判するのが妥当なことともいえないであろう (中島健一『灌漑農法と社会=政治体制』雄山閣出版、1983年、185頁)。逆に、とりわけ文化人類学の領域では、様々な実証研究によってウィットフォーゲルによる仮説の有効性が確認されるというケースも数多く報告されており (加藤義喜『風土と世界経済』, 文真堂、1986年、130頁以下、及び G. L. ウルメン〈亀井兎夢訳〉『評伝ウィットフォーゲル』, 新評論、1995年、703頁以下参照)、この問題についてはさらなる実証研究とそれに基づく理論の検証が俟たれるところである。

- 86) 前掲『評魏特夫的〈東方専制主義〉』, 8頁。
- 87) 同 169頁。
- 88) 同 7頁。
- 89) 同 21頁。
- 90) 同 21-22頁。
- 91) 同 115頁。
- 92) Lawrence R. Sullivan, *op. cit.*, p. 9.
- 93) 前掲『中国社会の超安定システム——「大一統」のメカニズム』, 164頁。
- 94) 遅きに失した感すらあるが、ここに来て中国国内では、前近代と近代とが複雑に交錯しているこの「封建制」をめぐる歴史学的時代区分上の大問題について、ようやく本格的な再検討が行われるようになってきている。これについては、さしあたって冯天瑜『「封建」考論』(武漢大学出版社、2006年)を参照。ただし本書は、マルクスのアジア的生産様式についても言及しているものの、これまでの論争史を踏まえた詳細な論述については避けている。
- 95) Carsun Chang, *The Third Force in China* (New York: Bookman Associates,

1952), p. 134.

- 96) これについては、前掲「東洋の専制主義の位相 — K・ウィットフォーゲルの場合」を参照。
- 97) 嚴家其「民主的涵义」、『〈北京日報〉理論戦線』、1979年5月4日（同『走向民主政治』、時報出版公司、1990年所収、61頁）。
- 98) *OD*, p. 448. 前掲『オリエンタル・デスポティズム』、559頁。「自由と専制」という西洋政治思想史上で扱われてきた伝統的座標軸は、19世紀のイギリス古典派経済学者らによるアジア論を経由して「進歩と専制」というもう一つの座標軸へと分岐していき、その結果、リベラリズム擁護の視点は後景へと退き、薄れていったという歴史を持つ。もともと中国における個の概念とは、私=エゴイズムと密接に結びつけられてきたがゆえに一旦は否定されるべき対象としてしばしば理解された。国家を私する皇帝の専制に対抗すべき民権とは、「個々の民の私権いわゆる市民的権利ではなく、国民ないし民族全体の公権」（溝口雄三）だったために、ヨーロッパにおいて市民的な自由の対立物として扱われてきた専制概念は、中国では必ずしも無条件に自由の概念と対立するものと理解されてきたわけではなかったのである（溝口雄三『中国における公と私』、研文出版、1995年、34頁）。つまり、アジア的なリベラル・デモクラシーとの関連でいえば、「進歩と専制」という座標軸の中でデスポティズムの問題が語られるとき、そこで優先的かつポジティブに評価されたのは、専制に対するデモクラシーであっても、自由そのものではなかったのであり、こうした視点が少なからず劉曉波による反専制主義論にも反映していると思われる。

（いしい・ともあき 商学部准教授）